

ブロードバンド通信サービス契約約款

令和8年4月1日

KDDI 株式会社

目 次

| | |
|----------------------------|----|
| 第1章 総則 | 7 |
| 第1条 約款の適用 | 7 |
| 第2条 約款の変更 | 7 |
| 第3条 用語の定義 | 7 |
| 第4条 外国における取扱制限 | 9 |
| 第2章 ブロードバンド通信サービスの種類 | 10 |
| 第5条 ブロードバンド通信サービスの種類 | 10 |
| 第6条 5Gインターネットサービスの通信モード | 10 |
| 第3章 基本契約 | 11 |
| 第7条 契約の単位 | 11 |
| 第8条 基本契約申込みの方法 | 11 |
| 第9条 基本契約申込みの承諾 | 11 |
| 第10条 ブロードバンド通信サービスの利用の一時中断 | 11 |
| 第11条 基本契約者が行う基本契約の解除 | 11 |
| 第12条 破産等による基本契約の解除 | 11 |
| 第13条 当社が行う基本契約の解除 | 12 |
| 第14条 その他の提供条件 | 12 |
| 第4章 利用契約 | 13 |
| 第15条 契約の単位 | 13 |
| 第16条 利用契約申込みの方法 | 13 |
| 第17条 利用契約申込みの承諾 | 13 |
| 第18条 ブロードバンド通信サービスの利用の一時中断 | 14 |
| 第19条 利用契約に基づく権利の譲渡の禁止 | 14 |
| 第20条 利用契約者が行う利用契約の解除 | 14 |
| 第21条 破産等による利用契約の解除 | 14 |
| 第22条 当社が行う利用契約の解除 | 14 |
| 第5章 電話(K)契約 | 16 |
| 第23条 契約の単位 | 16 |
| 第24条 電話(K)契約申込みの方法 | 16 |
| 第25条 電話(K)契約申込みの承諾 | 16 |
| 第26条 電気通信番号 | 16 |
| 第27条 電気通信番号の変更 | 17 |

| | | |
|--------|-------------------------------|----|
| 第 28 条 | 電話(K)サービスの利用の一時中断 | 17 |
| 第 29 条 | 電話(K)契約に基づく権利の譲渡の禁止 | 17 |
| 第 30 条 | 電話(K)契約者が行う電話(K)契約の解除 | 17 |
| 第 31 条 | 破産等による電話(K)契約の解除 | 17 |
| 第 32 条 | 当社が行う電話(K)契約の解除 | 17 |
| 第 6 章 | 付加機能 | 19 |
| 第 33 条 | 付加機能の提供 | 19 |
| 第 7 章 | 利用中止等 | 20 |
| 第 34 条 | ブロードバンド通信サービスの利用中止 | 20 |
| 第 35 条 | ブロードバンド通信サービスの利用停止 | 20 |
| 第 36 条 | ブロードバンド通信サービスの接続休止 | 22 |
| 第 37 条 | 利用限度額の設定 | 22 |
| 第 8 章 | 通信 | 23 |
| 第 1 節 | 通信の区別等 | 23 |
| 第 38 条 | 音声通信の区別等 | 23 |
| 第 2 節 | 通信利用の制限等 | 23 |
| 第 39 条 | 通信利用の制限等 | 23 |
| 第 40 条 | 同上 | 24 |
| 第 41 条 | 同上 | 24 |
| 第 42 条 | プラスエリアモードによる通信の総量速度規制 | 24 |
| 第 43 条 | 通信時間等の制限 | 24 |
| 第 44 条 | 非自動音声通信の接続の順位 | 24 |
| 第 45 条 | 非自動音声通信における通信時間の制限 | 25 |
| 第 46 条 | 非自動音声通信における音声通信の切断 | 25 |
| 第 47 条 | 非常事態が発生した場合等における非自動音声通信の利用の制限 | 25 |
| 第 48 条 | 電波伝播条件による通信場所の制約 | 25 |
| 第 49 条 | 他社接続通信 | 26 |
| 第 3 節 | 音声通信の品質 | 26 |
| 第 50 条 | 音声通信の品質 | 26 |
| 第 51 条 | 5Gインターネットサービスに係る通信の品質 | 26 |
| 第 4 節 | 発信電気通信番号等通知 | 26 |

| | | |
|--------|---------------------|----|
| 第 52 条 | 発信電気通信番号等通知 | 26 |
| 第 53 条 | 緊急通報に係る情報通知 | 26 |
| 第 9 章 | 料金等 | 28 |
| 第 1 節 | 料金及び工事に関する費用 | 28 |
| 第 54 条 | 料金及び工事に関する費用 | 28 |
| 第 2 節 | 料金等の支払義務 | 28 |
| 第 55 条 | 定額利用料の支払義務 | 28 |
| 第 56 条 | 利用料の支払義務 | 30 |
| 第 57 条 | 手続きに関する料金及び工事費の支払義務 | 30 |
| 第 58 条 | 電話ユニバーサルサービス料の支払義務 | 31 |
| 第 59 条 | ブロードバンドユニバーサル料の支払義務 | 31 |
| 第 60 条 | 電話リレーサービス料の支払義務 | 31 |
| 第 3 節 | 料金の計算方法等 | 31 |
| 第 61 条 | 料金の計算方法等 | 31 |
| 第 4 節 | 割増金及び延滞利息 | 31 |
| 第 62 条 | 割増金 | 31 |
| 第 63 条 | 延滞利息 | 32 |
| 第 5 節 | 収納手数料の負担等 | 32 |
| 第 64 条 | 収納手数料の負担等 | 32 |
| 第 6 節 | 他社接続通信の料金の取扱い | 32 |
| 第 65 条 | 他社接続通信の料金の取扱い | 32 |
| 第 7 節 | 協定事業者に係る債権の譲受等 | 32 |
| 第 66 条 | 協定事業者に係る債権の譲受等 | 32 |
| 第 10 章 | 最低利用期間 | 33 |
| 第 67 条 | 基本契約に係る最低利用期間 | 33 |
| 第 11 章 | 保守 | 34 |

| | | |
|--------|---------------------------|----|
| 第 68 条 | 基本契約者又は利用契約者の維持責任 | 34 |
| 第 69 条 | 基本契約者又は利用契約者の切分責任 | 34 |
| 第 70 条 | 修理又は復旧の順位 | 34 |
| 第 12 章 | 損害賠償 | 36 |
| 第 71 条 | 責任の制限 | 36 |
| 第 72 条 | 免責 | 36 |
| 第 13 章 | 雑則 | 38 |
| 第 73 条 | 承諾の限界 | 38 |
| 第 74 条 | 利用に係る基本契約者又は利用契約者の義務 | 38 |
| 第 75 条 | 同上 | 39 |
| 第 76 条 | 利用上の制限 | 39 |
| 第 77 条 | 利用契約者の氏名等の通知 | 39 |
| 第 78 条 | 削除 | 39 |
| 第 79 条 | 番号情報の提供 | 39 |
| 第 80 条 | 相互接続番号案内 | 40 |
| 第 81 条 | 相互接続番号案内料の支払義務 | 40 |
| 第 82 条 | 協定事業者からの通知 | 40 |
| 第 83 条 | 基本契約者又は利用契約者に係る情報の利用 | 40 |
| 第 84 条 | 位置情報等の匿名化利用 | 40 |
| 第 85 条 | 協定事業者の電気通信サービスに係る料金等の回収代行 | 41 |
| 第 86 条 | 提供条件書 | 41 |
| 第 87 条 | 法令に関する規定 | 41 |
| 第 88 条 | 閲覧 | 41 |
| 第 14 章 | 附帯サービス | 42 |
| 第 89 条 | 附帯サービス | 42 |
| 別記 | | 43 |
| 料金表 | | 56 |
| 通則 | | 56 |
| 第 1 | 基本利用料 | 56 |
| 1 | 適用 | 58 |
| 2 | 料金額 | 62 |
| 第 2 | 付加機能利用料 | 62 |
| 1 | 適用 | 62 |
| 2 | 料金額 | 62 |
| 第 3 | 相互接続番号案内料 | 63 |

| | | |
|-----|--------------------------|----|
| 1 | 適用 | 63 |
| 2 | 料金額 | 63 |
| 第4 | 手続きに関する料金及び工事費 | 64 |
| 1 | 適用 | 64 |
| 2 | 料金額 | 65 |
| 第5 | 附帯サービスに関する料金等 | 66 |
| 第6 | 電話ユニバーサルサービス料 | 68 |
| 1 | 適用 | 68 |
| 2 | 料金額 | 68 |
| 第7 | ブロードバンドユニバーサルサービス料 | 69 |
| 1 | 適用 | 69 |
| 2 | 料金額 | 69 |
| 第8 | 電話リレーサービス料 | 70 |
| 1 | 適用 | 70 |
| 2 | 料金額 | 70 |
| 別表1 | 付加機能 | 71 |
| 別表2 | 外国又は特定衛星端末との音声通信に係る取扱地域等 | 73 |
| 附則 | | 78 |

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 当社は、このブロードバンド通信サービス契約約款（以下「この約款」といいます。）によりブロードバンド通信サービスを提供します。

(注) 本条のほか、当社は、ブロードバンド通信サービスに附帯するサービス（当社が別に定めるものを除きます。以下「附帯サービス」といいます。）をこの約款その他諸規定により提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、民法の定めに従い、この約款を変更することができます。この場合、ブロードバンド通信サービスの提供条件は変更後の約款によります。なお、当社は、変更後の約款及びその効力発生時期を、所定のWEBサイトその他相当の方法で周知するものとし、変更後の約款は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとし、

2 当社は、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。）第22条の2の3第2項第1号に該当する場合であって、当社からの申出により提供条件の変更を行うときは、個別の通知及び説明に代え、所定のWEBサイトにその内容を掲示します。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

| 用語 | 用語の意味 |
|----------|---|
| 電気通信設備 | 電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備 |
| 電気通信サービス | 電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること |
| 電気通信事業者 | 電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）第9条の登録を受けた者又は事業法第16条第1項の届出をした者 |
| 電気通信回線設備 | 送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備 |
| 端末設備 | 5G契約回線の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの |
| 自営電気通信設備 | 電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの |
| 無線基地局設備 | (1) ハイブリッドホームルーターとの間で電波を送り、又は受けるための当社若しくは沖縄セルラー電話株式会社の電気通信設備（電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）第3条第1項第8号に定める業務を行うためのものであって、電気通信事業報告規則（昭和63年郵政省令第46号。）に定める三・九ー四世代移動通信システム及び第五世代移動通信システムによるものに限ります。） (2) 無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）第49条の29に定める条件に適合する無線基地局設備（特定MN |

| | |
|---------------|--|
| | ○が設置するものに限ります。以下「WiMAX2+基地局設備」といいます。) |
| ハイブリッドホームルーター | アンテナ設備、無線送受信装置及びルーター機能（種類の異なる複数のネットワークを接続するための機器であって、通信プロトコル変換及びIPルーティング等の機能をいいます。）を有する端末設備又は自営電気通信設備であって、基本契約又は利用契約に基づいて使用されるもの |
| データ通信 | 電気通信回線を通じてデータを送り又は受ける通信 |
| 音声通信 | 音声その他の音響を伝送交換する通信（ファクシミリ通信を含みます。） |
| ブロードバンド通信網 | データ通信又は音声通信の用に供することを目的として符号、音声、音響又は映像の伝送交換を行うために当社が設置する電気通信回線設備 |
| ブロードバンド通信サービス | ブロードバンド通信網を使用して当社が提供する電気通信サービスであって、無線基地局設備と基本契約者又は利用契約者が指定するハイブリッドホームルーターとの間に電気通信回線を設定して提供するもの |
| サービス取扱所 | (1) ブロードバンド通信サービスに関する業務を行う当社の事業所 (2) 当社の委託によりブロードバンド通信サービスに関する契約事務を行う者の事業所 |
| 基本契約 | 事業法第29条第1項第10号に定める卸電気通信役務として当社から5Gインターネットサービスの提供を受けるための契約 |
| 基本契約者 | 当社と基本契約を締結している者 |
| 利用契約 | 当社の卸電気通信役務を利用して基本契約者が提供する所定の電気通信サービス（以下「特定インターネットサービス」といいます。）及び当社が提供する電話(K)サービスを利用するために当社と締結する契約 |
| 利用契約者 | 当社と利用契約を締結している者 |
| 電話(K)契約 | 当社から電話(K)サービスの提供を受けるための契約 |
| 電話(K)契約者 | 当社と電話(K)契約を締結している者 |
| 5G契約回線 | 無線基地局設備と基本契約者又は利用契約者が指定するハイブリッドホームルーターとの間に設定される電気通信回線 |
| eSIM | ブロードバンド通信サービスの提供のために、当社所定の手続きによりハイブリッドホームルーターの領域に登録する所定の情報 |
| 相互接続協定 | 事業法第33条第9項若しくは同条第10項又は第34条第4項の規定に基づき当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定 |
| 相互接続点 | 当社と当社以外の電気通信事業者との間の相互接続協定に基づく相互接続に係る電気通信設備の接続点 |
| 協定事業者 | 当社と相互接続協定を締結している電気通信事業者 |
| 特定MNO | UQコミュニケーションズ株式会社 |
| 加入電話等設備 | 当社又は協定事業者が提供する電気通信サービスに係る契約（当社が所定のものに限ります。）に基づいて設置される電気通信設備 |
| ユーザコード | 利用契約者を識別するための英字及び数字の組合せであって、1の利用契約ごとに当社がその利用契約者に割り当てるもの |

| | |
|--------------------------|--|
| 他社接続通信 | 相互接続点を介してブロードバンド通信網と相互に接続する協定事業者の電気通信設備を利用して行う通信 |
| 請求者 | 当社が提供する電話(K)サービスに係る音声通信を行う者 |
| 対話者 | 請求者が当社の提供する電話(K)サービスに係る音声通信を行おうとする相手 |
| 船舶地球局 | 海事衛星通信を取り扱うために設置した地球局 |
| 携帯移動地球局 | 携帯移動衛星通信を取り扱うために設置した地球局 |
| インマルサット Fleet Xpress 地球局 | インマルサット Fleet Xpress 通信を取り扱うために設置した地球局であって、インマルサット Fleet Xpress に係るもの |
| 固定衛星地球局 | 複数地点間の電気通信のために用いられる衛星回線（当社が指定する人工衛星を経由して設定される電気通信回線をいいます。以下同じとします。）の設定に係る地球局であって、船舶地球局、携帯移動地球局及びインマルサット Fleet Xpress 地球局以外のもの |
| 国際ネットワーク番号 | ITU-T 勧告 E.164 及び ITU-T 勧告 E.164.1 に基づき ITU が割り当てる番号 |
| 国際ネットワーク | 複数国に跨って提供されることを目的として国際ネットワーク番号を用いる電気通信サービス |
| 起算日 | 当社が基本契約又は利用契約ごとに定める毎月の一定の日 |
| 料金月 | 1 の歴月の起算日から次の歴月の起算日の前日までの間 |
| 課金対象データ | 5G 契約回線と間においてパケット交換方式により伝送されるデータ（制御信号等のうちデータとしてみなされるものを含みません。以下同じとします。） |
| 累計課金対象データ量 | 5G 契約回線との間のデータ通信に係る 1 料金月の課金対象データの総情報量 |
| 消費税相当額 | 消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額 |
| 電話ユニバーサルサービス料 | 事業法に定める第一号基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則（平成 14 年総務省令第 64 号）により算出された額に基づいて、当社が定める料金 |
| ブロードバンドユニバーサルサービス料 | 事業法に定める第二号基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則（令和 7 年総務省令第 16 号）により算出された額に基づいて、当社が定める料金 |
| 電話リレーサービス料 | 聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律（令和 2 年法律第 53 号）に定める電話リレーサービスの提供の確保のための負担金に充てるために、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律施行規則（令和 2 年総務省令第 110 号）により算出された額に基づいて、当社が定める料金 |
| 番号ポータビリティ | 電気通信番号規則（令和元年総務省令第 4 号。以下「番号規則」といいます。）別表第 1 号に規定する電気通信番号を変更することなく、固定電話サービス（番号規則別表第 1 号に定める電気通信 |

| | |
|-----------|---|
| | 番号を用いて提供される電気通信サービスをいいます。以下同じとします。)の提供を受ける電気通信事業者を変更することができるようにするもの |
| 携帯電話サービス | 無線設備規則(昭和25年電波監理委員会規則第18号)第3条第1号に規定する携帯無線通信による電気通信サービス |
| 携帯電話事業者 | 携帯電話サービスを提供する協定事業者 |
| au約款 | 当社又は沖縄セルラー電話株式会社のau(5G)通信サービス契約約款若しくはau(LTE)通信サービス契約約款 |
| povo約款 | 当社又は沖縄セルラー電話株式会社のpovo1.0通信サービス契約約款若しくはpovo2.0通信サービス契約約款 |
| UQm約款 | 当社又は沖縄セルラー電話株式会社のUQ mobile通信サービス契約約款Ⅱ契約約款若しくはUQ mobile通信サービス契約約款 |
| au契約 | 当社のau約款に定める5G契及びLTE契約au契約 |
| povo契約 | 当社のpovo約款に定めるpovo1.0契約及びpovo2.0契約 |
| UQm契約 | 当社のUQm約款に定めるUQ mobileⅡ契約及びUQ mobile契約 |
| 副回線通信サービス | 当社又は沖縄セルラー電話株式会社の副回線通信サービス利用規約に定める副回線通信サービス |
| MNP | 電気通信番号(電話(K)サービスにおいては、第26条(電気通信番号)に定める特定電気通信番号とします。)を変更することなく、携帯電話サービスの提供を受ける電気通信事業者を変更すること |
| 番号移行 | 当社が別に定める態様により、電気通信番号を変更することなく、au契約、povo契約又はUQm契約を解除すると同時に新たにそのいずれかの契約(同一のものを除きます。)を締結すること |

(外国における取扱制限)

第4条 ブロードバンド通信サービスの取扱いについては、外国の法令、外国の電気通信事業者(外国の法令に基づいて、その外国において電気通信サービスを提供している者をいいます。以下同じとします。)の定める契約約款等により制限されることがあります。

第2章 ブロードバンド通信サービスの種類

(ブロードバンド通信サービスの種類)

第5条 ブロードバンド通信サービスには、次の種類があります。

| | |
|---------------|-----------------------|
| 5Gインターネットサービス | データ通信に係るブロードバンド通信サービス |
| 電話(K)サービス | 音声通信に係るブロードバンド通信サービス |

(5Gインターネットサービスの通信モード)

第6条 5Gインターネットサービスには、次の通信モード(それぞれ右欄に定める通信を利用可能とするハイブリッドホームルーターの設定であって、当社が指定する仕様に準拠したものをいいます。以下同じとします。)があります。

| 通信モード | 利用可能な通信 |
|---|---|
| スタンダードモード | 当社所定のWEBサイトに掲載しているスタンダードモードに係る区域におけるデータ通信 |
| プラスエリアモード | 当社所定のWEBサイトに掲載しているプラスエリアモードに係る区域におけるデータ通信 |
| 備考 スタンダードモード又はプラスエリアモードに係る区域を定めた当社所定のWEBサイトは次のとおりです。 https://www.au.com/mobile/area/ | |

第3章 基本契約

(契約の単位)

第7条 当社は、1の申込みごとに1の基本契約を締結します。

(基本契約申込みの方法)

第8条 基本契約の申込みをするときは、そのことを当社の指定する方法により契約事務を行うサービス取扱所に通知していただきます。

(基本契約申込みの承諾)

第9条 当社は、基本契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定に関わらず、次の場合には、その基本契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 基本契約の申込みをした者（以下「基本契約申込者」といいます。）が基本契約に係る料金又は工事に関する費用（この約款及びその他諸規定により、支払いを要することとなったブロードバンド通信サービスに係る料金及び工事費又は割増金等の料金以外の債務をいいます。）の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (2) 基本契約申込者が、ブロードバンド通信サービスの利用を停止されたことがある又は当社が行う基本契約の解除を受けたことがあるとき。
ただし、基本契約が利用契約者（その基本契約者から特定インターネットサービスの提供を受ける者に限ります。）の責めに帰すべき事由により解除された場合を除きます。
- (3) 基本契約申込者がその申込みに当たり通知した記載内容に虚偽又は不備があると当社が認めたとき。
- (4) 第74条（利用に係る基本契約者又は利用契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。
- (5) 基本契約申込者が、ブロードバンド通信サービスの提供に必要な手続き等を妨げる行為を行ったと当社が認めたとき。
- (6) その他ブロードバンド通信サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(ブロードバンド通信サービスの利用の一時中断)

第10条 基本契約者は、ブロードバンド通信サービスの利用の一時中断（5G契約回線について、一時的にブロードバンド通信サービス利用をできないようにすることをいいます。以下同じとします。）を請求することはできません。

(基本契約者が行う基本契約の解除)

第11条 基本契約者は、基本契約を解除しようとするときは、あらかじめ、そのことを当社が指定する方法により契約事務を行うサービス取扱所に通知していただきます。

(破産等による基本契約の解除)

第12条 当社は、基本契約者について、破産法（平成16年法律第75号）、民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、直ちにその基本契約を解除することがあります。

(当社が行う基本契約の解除)

第 13 条 当社は、第 35 条 (ブロードバンド通信サービスの利用停止) の規定により利用停止をされたブロードバンド通信サービスに係る基本契約者がなおその事実を解消しない場合は、その基本契約を解除することがあります。

2 当社は、基本契約者が第 35 条第 1 項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定に関わらず、ブロードバンド通信サービスの利用停止をしないでその基本契約を解除することがあります。

3 前 2 項に定めるほか、次のいずれかに該当する場合、その基本契約を解除することがあります。

(1) 基本契約者がブロードバンド通信サービスに係る手続き等の遂行を妨げる行為を行ったと当社が認めたとき。

(2) その他ブロードバンド通信サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

4 当社は、前 3 項の規定により、その基本契約を解除しようとするときは、あらかじめ、そのことを基本契約者に通知します。

(その他の提供条件)

第 14 条 基本契約に係るその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

第4章 利用契約

(契約の単位)

第15条 当社は、1の申込みごとに1の利用契約を締結します。この場合において、利用契約者は、1の利用契約につき1人に限ります。

(利用契約申込みの方法)

第16条 利用契約の申込みをするときは、そのことを当社の指定する方法により契約事務を行うサービス取扱所に通知していただきます。

2 前項のほか、当社がその申込みにおける記載内容を確認するための所定の書類の提出を求めた場合は、その書類を契約事務を行うサービス取扱所に提出していただきます。

3 利用契約の申込みをするときは、その申込みと併せて、基本契約者への特定インターネットサービスに係る契約を申し込んでいただきます。

(利用契約申込みの承諾)

第17条 当社は、利用契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定に関わらず、次の場合には、その利用契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 利用契約の申込みをした者（以下「利用契約申込者」といいます。）がブロードバンド通信サービスに係る料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなったブロードバンド通信サービスに係る料金及び工事費又は割増金等の料金以外の債務（この条、第22条（当社が行う利用契約の解除）、第25条（電話(K)契約申込みの承諾）及び第35条（ブロードバンド通信サービスの利用停止）においては、当社の契約約款等の規定により支払いを要することとなった電気通信サービス等に係る債務を含みます。）をいいます。以下同じとします。）の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (2) 利用契約申込者がブロードバンド通信サービスの利用を停止されたことがある又は当社が行う利用契約の解除を受けたことがあるとき。
 - (3) 利用契約申込者に対し、当社がその申込みにおける記載内容の確認のために所定の書類の提出を求めた場合であって、その提出がされないとき。
 - (4) 利用契約申込者がその申込みに当たり通知した記載内容及びその他の書類に虚偽又は不備があると当社が認めたとき。
 - (5) 第74条（利用に係る基本契約者又は利用契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。
 - (6) 利用契約申込者がその申込みに係るハイブリッドホームルーターの設置場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内に居住していないとき。
 - (7) 利用契約申込者が、ブロードバンド通信サービスの提供に必要な手続き等を妨げる行為を行ったと当社が認めたとき。
 - (8) その他ブロードバンド通信サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。
- 3 前項に規定するほか、基本契約者がある利用契約申込者の特定インターネットサービスに係る契約の申込みを承諾していないことを当社が確認したときは、利用契約の申込みを承諾しない又は承諾を取り消します。

(ブロードバンド通信サービスの利用の一時中断)

第 18 条 利用契約者は、ブロードバンド通信サービスの利用の一時中断を請求することはできません。

(利用契約に基づく権利の譲渡の禁止)

第 19 条 利用契約者が利用契約に基づいて、基本契約者からの特定インターネットサービス及び当社からの電話(K)サービスを利用するための権利は、譲渡することができません。

(利用契約者が行う利用契約の解除)

第 20 条 利用契約者は、利用契約を解除しようとするときは、あらかじめ、そのことを当社の指定する方法により契約事務を行うサービス取扱所に通知していただきます。

(破産等による利用契約の解除)

第 21 条 当社は、利用契約者について、破産法、民事再生法又は会社更生法の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、直ちにその利用契約を解除することがあります。

(当社が行う利用契約の解除)

第 22 条 当社は、第 35 条(ブロードバンド通信サービスの利用停止)の規定によりブロードバンド通信サービスの利用停止をされた利用契約者がなおその事実を解消しない場合は、そのインターネット契約を解除することがあります。

2 当社は、利用契約者が第 35 条第 1 項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定に関わらず、ブロードバンド通信サービスの利用停止をしないでその利用契約を解除することがあります。

3 前項に定めるほか、利用契約者が基本契約者と締結している特定インターネットサービスに係る契約の解除があったことを当社が確認したときは、ブロードバンド通信サービスの利用停止をしないでその利用契約を解除します。

4 前 3 項に定めるほか、次のいずれかに該当する場合、その利用契約を解除することがあります。

(1) 利用契約者がその利用契約に係るハイブリッドホームルーターの設置場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は同一の建物内に居住していないと当社が認めたとき。

(2) 利用契約者がブロードバンド通信サービスに係る手続き等の遂行を妨げる行為を行ったと当社が認めたとき。

(3) その他ブロードバンド通信サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

5 当社は、前 4 項(前項第 1 号を除きます。)の規定により、その利用契約を解除しようとするときは、あらかじめ、そのことを利用契約者に通知します。

6 当社は、前 5 項の規定に関わらず、第 74 条(利用に係る基本契約者又は利用契約者の義務)第 4 項により書類の提出を求めた場合であって、提出がないとき、又は提出された内容若しくは氏名、住所等の利用契約者の情報及び契約内容に虚偽があったと当社が認めたときは、その利用契約を解除することがあります。

7 当社は、前項の規定による解除に先立ち、ブロードバンド通信サービスの利用停止をすることがあります。

第5章 電話(K)契約

(契約の単位)

第23条 当社は、1の5G契約回線ごとに1の電話(K)契約を締結します。この場合において、電話(K)契約者は、1の電話(K)契約につき1人に限ります。

(電話(K)契約申込みの方法)

第24条 電話(K)契約の申込みをするときは、そのことを当社の指定する方法により契約事務を行うサービス取扱所に通知していただきます。

- 2 前項のほか、当社がその申込みにおける記載内容を確認するための所定の書類の提出を求めた場合は、その書類を契約事務を行うサービス取扱所に提出していただきます。
- 3 電話(K)契約は、当社と利用契約を締結している場合又は利用契約の申込みと同時に行う場合に限り、申込みことができます。

(電話(K)契約申込みの承諾)

第25条 当社は、電話(K)契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

- 2 当社は、前項の規定に関わらず、次の場合には、その電話(K)契約の申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 電話(K)契約の申込みをした者（以下この条において「電話(K)契約申込者」といいます。）がブロードバンド通信サービスに係る料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (2) 電話(K)契約申込者が第35条（ブロードバンド通信サービスの利用停止）の規定によりブロードバンド通信サービスの利用を停止されたことがある又は当社が行う電話(K)契約の解除を受けたことがあるとき。
 - (3) 電話(K)契約申込者に対し、当社がその申込みにおける記載内容の確認のために所定の書類の提出を求めた場合であって、その提出がされないとき。
 - (4) 電話(K)契約申込者の申込みをした者がその申込みに当たり通知した記載内容及びその他の書類に虚偽又は不備があると当社が認めたとき。
 - (5) 第74条（利用に係る基本契約者又は利用契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。
 - (6) 電話(K)契約申込者がその申込みに係るハイブリッドホームルーターの設置場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内に居住していないとき。
 - (7) 電話(K)契約申込者が、電話(K)サービスの提供に必要な手続き等を妨げる行為を行ったと当社が認めたとき。
 - (8) その他電話(K)サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(電気通信番号)

第26条 電話(K)サービスの電気通信番号は、1の5G契約回線ごとに、番号規則別表第1号に規定する電気通信番号を当社が定めます。

- 2 当社は、前項の規定によるほか、1の5G契約回線ごとに、1の特定電気通信番号（番号規則別表第4号に規定する電気通信番号であって、当社が別に定めるものをいいます。以下同じとします。）を定めます。

- 3 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、電話(K)サービスの電気通信番号及び特定電気通信番号を変更することがあります。
- 4 前項の規定により、電話(K)サービスの電気通信番号及び特定電気通信番号を変更する場合には、あらかじめ、そのことを電話(K)契約者に通知します。

(電気通信番号の変更)

- 第27条 電話(K)契約者は、その電話(K)サービスの電気通信番号の変更を請求することができます。この場合、電話(K)契約者は、そのことを当社所定の方法により契約事務を行うサービス取扱所に通知していただきます。
- 2 当社は、前項の請求があったときは、技術上及び当社の業務の遂行上支障がある場合を除いて、その請求を承諾します。
 - 3 電話(K)契約者は、その電話(K)サービスの特定電気通信番号の変更を請求することはできません。

(注) 当社は、本条の規定によるほか、第70条(修理又は復旧の順位)の規定による場合は、その電話(K)サービスに係る電気通信番号を変更することがあります。

(電話(K)サービスの利用の一時中断)

- 第28条 電話(K)契約者は、電話(K)サービスの利用の一時中断(5G契約回線について、一時的に電話(K)サービスを利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を請求することはできません。

(電話(K)契約に基づく権利の譲渡の禁止)

- 第29条 電話(K)契約者が電話(K)契約に基づいて、当社から電話(K)サービスの提供を受ける権利は、譲渡することができません。

(電話(K)契約者が行う電話(K)契約の解除)

- 第30条 電話(K)契約者は、電話(K)契約を解除しようとするときは、あらかじめ、そのことを当社の指定する方法により契約事務を行うサービス取扱所に通知していただきます。

(破産等による電話(K)契約の解除)

- 第31条 当社は、電話(K)契約者について、破産法、民事再生法又は会社更生法の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、直ちにその電話(K)契約を解除することがあります。

(当社が行う電話(K)契約の解除)

- 第32条 当社は、第35条(ブロードバンド通信サービスの利用停止)の規定によりブロードバンド通信サービスの利用停止をされた電話(K)契約者がなおその事実を解消しない場合は、その電話(K)契約を解除することがあります。
- 2 当社は、電話(K)契約者が第35条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定に関わらず、ブロードバンド通信サービスの利用停止をしないでその電話(K)契約を解除することがあります。

- 3 前2項に定めるほか、次のいずれかに該当する場合、その電話(K)契約を解除することがあります。
- (1) 電話(K)契約者がその電話(K)契約に係るハイブリッドホームルーターの設置場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は同一の建物内に居住していないと当社が認めたとき。
 - (2) 電話(K)契約者が電話(K)サービスに係る手続き等の遂行を妨げる行為を行ったと当社が認めたとき。
 - (3) その5G契約回線について、利用契約の解除があったとき。
 - (4) その他電話(K)サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

第6章 付加機能

(付加機能の提供)

第33条 電話(K)契約者は、別表1(付加機能)に定める付加機能の提供を請求するときは、そのことを当社所定の方法により、サービス取扱所に通知していただきます。

2 当社は、前項の請求があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。

(1) その電話(K)契約者がブロードバンド通信サービスに係る料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(2) その電話(K)契約者が第35条(ブロードバンド通信サービスの利用停止)の規定によりブロードバンド通信サービスの利用停止をされている、又は当社が行う利用契約の解除を受けたことがあるとき。

(3) その電話(K)契約者が本条第4項の規定により、その付加機能の利用の停止をされている、又はその付加機能の廃止を受けたことがあるとき。

(4) その電話(K)契約者が申込みに当たり通知した記載内容及びその他の書類に虚偽又は不備があると当社が認めたとき。

(5) 付加機能の提供が技術的に困難なとき、又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるとき。

3 別表1(付加機能)に定める付加機能のうちFAX通信機能については、第1項の規定に関わらず、電話(K)契約者から請求があったものとみなして取り扱います。

4 当社は、別表1(付加機能)に特段の定めがあるときは、その付加機能の利用の停止又は廃止を行うことがあります。

第7章 利用中止等

(ブロードバンド通信サービスの利用中止)

第34条 当社は、次の場合には、ブロードバンド通信サービスの一部又は全部の利用を中止することがあります。

(1) 当社又は特定MNOの電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。

(2) 特定の5G契約回線から多数の不完了通信(対話者の応答前に通信の発信を取り止めることをいいます。以下同じとします。)を発生させたことにより、現に通信がふくそうし、又はふくそうするおそれがあると当社が認めたとき。

(3) 第39条(通信利用の制限等)及び第47条(非常事態が発生した場合等における非自動音声通信の利用の制限)の規定により、通信利用を中止するとき。

2 前項に定めるほか、当社は、第37条(利用限度額の設定)第6項に基づき電話(K)契約者本人であることを確認できるまで、その5G契約回線についてブロードバンド通信サービスの利用を中止することがあります。

3 当社は、前項によりブロードバンド通信サービスの利用を中止した場合、電話(K)契約者であることを確認したときは、その5G契約回線についてブロードバンド通信サービスの利用中止を解除します。

この場合、あらかじめ、解除をする日を電話(K)契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

4 前項までに定めるほか、当社は、その5G契約回線について、その料金月におけるブロードバンド通信サービスの利用が著しく増加し、料金等の回収に支障が生じるおそれがあると当社が認めた場合、ブロードバンド通信サービスに係る料金その他の債務の支払方法について不正利用若しくは不正登録等、不当な行為のおそれがあると当社が判断した場合、又は、その5G契約回線の不正利用、5G契約回線の利用における不正登録、5G契約回線に係る利用契約者が当社のID利用規約に違反していると当社が判断した場合等(それぞれ、そのおそれがある場合を含みます。)、不正な利益を得る目的が認められると当社が判断した場合は、一時的にブロードバンド通信サービス又は付加機能の一部若しくは全部の利用を中止することがあります。

この場合において、当社が判断した事由が解消されたときは、その利用の中止を解除します。

(注) 当社は、本条第1項又は第2項の規定によりブロードバンド通信サービスの利用を中止するときは、あらかじめ、そのことを基本契約者又は利用契約者にお知らせ(個別の通知又は当社所定のWEBサイトに掲示する等の方法により行います。)します。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(ブロードバンド通信サービスの利用停止)

第35条 当社は、基本契約者又は利用契約者が次のいずれかに該当する場合は、6ヶ月以内で当社が定める期間(そのブロードバンド通信サービスに係る料金その他の債務を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間)、そのブロードバンド通信サービスの利用を停止することがあります。

(1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき(支払期日を経過した後、サービス取扱所(料金収納事務を行う事業所に限ります。)以外において

支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます。以下この条において同じとします。)

- (2) 基本契約者又は利用契約者が当社と契約を締結している若しくは締結していた、他のブロードバンド通信サービスに係る料金その他の債務又は他の電気通信サービスに係る料金等の債務（その契約約款等に定める料金その他の債務をいいます。）について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - (3) 基本契約又は利用契約の申込みに当たり通知した記載内容及びその他の書類に虚偽又は不備があると当社が認めたとき。
 - (4) 第 74 条（利用に係る基本契約者又は利用契約者の義務）又は第 75 条の規定に違反したと当社が認めたとき。
 - (5) 別記 3（当社から基本契約者又は利用契約者に行う通知等の方法及び契約者の氏名等の変更に係る届出の義務）の規定に違反したとき又は届け出た内容について事実を反することを当社が認めたとき。
 - (6) 基本契約者又は利用契約者が、そのブロードバンド通信サービスに係る料金その他の債務の支払いに関し、クレジットカード又は金融機関等の口座の不正利用若しくは不正登録等、不当な行為をしたと当社が判断したとき。
 - (7) 当社の承諾を得ずに、5 G 契約回線に、端末設備又は自営電気通信設備、当社若しくは基本契約者以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。
 - (8) 別記 9（端末設備に異常がある場合等の検査）若しくは別記 11（自営電気通信設備に異常がある場合等の検査）の規定に違反して検査を受けることを拒んだとき又はその検査の結果、端末設備等規則（昭和 60 年郵政省令第 31 号）に適合していると認められない端末設備若しくは自営電気通信設備の 5 G 契約回線への接続を取り止めなかったとき。
 - (9) 別記 12（端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い）から別記 15（自営電気通信設備の電波法に基づく検査）の規定に違反したとき。
 - (10) 前各号のほか、この約款その他諸規定に反する行為であって、ブロードバンド通信サービスに関する当社の業務の遂行若しくは当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき。
- 2 当社は、複数の基本契約又は利用契約を締結している基本契約者又は利用契約者が、そのいずれかの基本契約又は利用契約において、第 74 条（利用に係る基本契約者又は利用契約者の義務）又は第 75 条の規定に違反したと当社が認めたときは、6 ヶ月以内で当社が定める期間、その全ての基本契約及び利用契約に係るブロードバンド通信サービスの利用を停止することがあります。
- 3 前項までのほか、利用契約者が基本契約者と契約を締結している特定インターネットサービスの利用の停止があったことを当社が確認したときは、その基本契約及び利用契約に係るブロードバンド通信サービスの利用を停止します。

(注) 当社は、本条の規定によりブロードバンド通信サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を基本契約者又は利用契約者に通知します。

ただし、本条第 1 項第 4 号若しくは第 6 号、第 2 項又は第 3 項の規定によりブロードバンド通信サービスの利用停止をする場合は、この限りではありません。

(ブロードバンド通信サービスの接続休止)

第36条 当社は、相互接続協定に基づく相互接続の一時停止若しくは相互接続協定の解除又は協定事業者における電気通信事業の休止により、基本契約者及び利用契約者がブロードバンド通信サービスを全く利用することができなくなったときは、ブロードバンド通信サービスの接続休止（ブロードバンド通信サービスを利用して行う通信と他社接続通信との接続を休止することをいいます。以下同じとします。）を行います。

ただし、そのブロードバンド通信サービスについて、基本契約者又は利用契約者から基本契約又は利用契約の解除の通知があったときは、この限りではありません。

- 2 当社は、前項の規定によりブロードバンド通信サービスの接続休止をするときは、あらかじめ、そのことを基本契約者又は利用契約者にお知らせします。
- 3 第1項に規定する接続休止の期間は、その接続休止をした日から起算して1年間とし、その接続休止の期間を経過した日において、そのブロードバンド通信サービスに係る基本契約又は利用契約は解除されたものとして取り扱います。この場合には、当社は、そのことを基本契約者又は利用契約者にお知らせします。

(利用限度額の設定)

第37条 当社は、電話(K)契約者が当社に支払うべき電話(K)サービス（料金表で定める外国との音声通信に係るもの及び特定衛星端末との音声通信に係るものに限り、以下本項において同じとします。）等の料金の累積額（既に当社に支払われた金額を除きます。）について、次のいずれかに該当する場合は、限度額（以下本条において「利用限度額」といいます。）を定めることがあります。

- (1) 過去の利用実績に照らし、著しく利用が増加し又は増加することが予想される時。
- (2) 電話(K)サービス等の料金等の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがある時。

- 2 前項の規定に基づいて利用限度額を設定した場合、当社は電話(K)契約者にその利用限度額を通知します。この場合、電話(K)契約者の住所等への郵送等の通知をもって、その通知を行ったものとみなします。
- 3 利用限度額は、5万円とします。
- 4 当社は、第1項に定める電話(K)サービス等の料金の累積額が利用限度額を超えたときは、電話(K)契約者に電話(K)サービス等の提供を行わないことがあります。
- 5 電話(K)契約者は、第1項の規定により利用限度額を設定された場合であっても、利用限度額を超える部分の料金等の支払いについて、第56条（利用料の支払義務）第1項の規定の適用を免れるものではありません。
- 6 第1項に定める事由に該当する場合であって、当社が必要と認めるときは電話(K)契約者本人であることを証明する書類を提示していただきます。

第8章 通信

第1節 音声通信の区別等

(音声通信の区別等)

第38条 音声通信の区別は、次のとおりとします。

| 区別 | 内容 |
|---------|--|
| 自動音声通信 | 請求者のダイヤル操作により、自動的に対話者に接続される音声通信 |
| 非自動音声通信 | 当社電話交換局の交換取扱者又は外国の交換取扱者を介して、対話者側に接続される音声通信（ファクシミリ通信を除きます。） |

2 非自動音声通信には、次の種類があります。

| 種類 | 内容 |
|-------------|--------------------------------------|
| 一般非自動音声通信 | 特定の対話者、内線電話又は電話番号等に対して請求された本邦発信の音声通信 |
| 第1種本邦着信音声通信 | 外国から発信し本邦に着する、当社電話交換局の交換取扱者に請求する音声通信 |

第2節 通信利用の制限等

(通信利用の制限等)

第39条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、必要と認めるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信（非自動音声通信を除きます。以下この条において同じとします。）及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次の措置をとることがあります。

(1) 次に掲げる機関に設置されている5G契約回線であって、当社がそれらの機関との協議により定めたもの以外のものによる通信の利用を中止する措置（特定の地域への通信を中止する措置を含みます。）

| 機関名 |
|-------------------|
| 気象機関 |
| 水防機関 |
| 消防機関 |
| 災害救助機関 |
| 秩序の維持に直接関係がある機関 |
| 防衛に直接関係がある機関 |
| 海上の保安に直接関係がある機関 |
| 輸送の確保に直接関係がある機関 |
| 通信役務の提供に直接関係がある機関 |
| 電力の供給に直接関係がある機関 |
| 水道の供給に直接関係がある機関 |
| ガスの供給に直接関係がある機関 |
| 選挙管理機関 |
| 新聞社等の機関 |

金融機関

その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関

備考 上欄に定めるそれぞれの対象機関は、事業法施行規則第 56 条第 1 号の規定に基づき、総務大臣が指定する機関をいいます。以下同じとします。

(2) 特定の相互接続点への通信の利用を制限する措置

第 40 条 前条の規定による場合のほか、当社は、次の制限を行うことがあります。

- (1) 通信が著しくふくそうする場合に、通信時間又は特定地域の電気通信回線への通信の利用を制限すること。
- (2) 外国又は特定衛星端末との音声通信が第三者によって不正に使用されていると判断された場合に、外国又は特定衛星端末との音声通信の全部又は一部の利用を制限又は中止する措置をとること。
- (3) 5 G 契約回線を一定時間以上継続して保留し当社の電気通信設備を占有する等、その通信がブロードバンド通信サービスの提供に支障を及ぼすおそれがあると当社が認めた場合に、その通信を切断すること。
- (4) 基本契約者又は利用契約者が、5 G 契約回線を使用して、当社の電気通信設備において取り扱う通信の総量に比し過大と認められる通信を発生させる等、当社の電気通信設備の容量を逼迫させた、若しくは逼迫させるおそれを生じさせた、又は他の 5 G 契約回線に対する当社のブロードバンド通信サービスの提供に支障を及ぼした、若しくは及ぼすおそれを生じさせたとき、又はその通信が発信者により、あらかじめ設定された数を超える交換設備を経由することとなるときは、通信が相手先に着信しないことがあります。

第 41 条 当社は、前 2 条の規定によるほか、当社が、窃盗、詐欺等の犯罪行為若しくはその他法令に違反する行為により取得されたと判断し又は代金債務（立替払等に係る債務を含みます。）の履行がなされていないと判断して、当社の電気通信設備に所定の登録を行った端末設備が 5 G 契約回線に接続された場合、その 5 G 契約回線からの通信の利用を制限する措置をとることがあります。

（プラスエリアモードによる通信の総量速度規制）

第 42 条 当社は、5 G インターネットサービスについて、5 G 契約回線との間のプラスエリアモードによるデータ通信に係る累計課金対象データ量が 32, 212, 254, 720 バイト（30 ギガバイト）を超えたことを当社が確認した場合、その確認した日を含む料金月の末日までの間、その 5 G 契約回線との間のプラスエリアモード通信によるデータ通信の伝送速度を最高 128kbps に制限する取扱いを行います。

（通信時間等の制限）

第 43 条 当社は、音声通信（非自動音声通信を除きます。以下この条において同じとします。）が著しくふくそうするときは、その通信時間又は特定の地域への音声通信の利用を制限することがあります。

（非自動音声通信の接続の順位）

第 44 条 非自動音声通信の接続の順位は、次のとおりとします。

| 区別 | 内容 | 接続の順位 |
|--------|--|-------|
| 非常音声通信 | 1 海上、陸上、空中及び宇宙空間における人命の安全に関する非自動音声通信 2 世界保健機関の伝染病に関する特別に緊急な非自動音声通信 3 大事故、地震、暴風、台風、火事、洪水、難破その他の災害又は人命救助業務に係る非自動音声通信 | 1 |
| 緊急音声通信 | 次に定める者が行う非自動音声通信並びに国際連合の特権及び免除に関する条約（昭和 38 年条約第 12 号）第 3 条及び専門機関の特権及び免除に関する条約（昭和 38 年条約第 13 号）第 4 条の規定に基づき、国際連合及び専門機関が行う公用の非自動音声通信（以下「官用音声通信」といいます。）であって、先順位を請求したもの (1) 国の元首 (2) 政府の首長及び政府の一員である者 (3) 陸軍、海軍及び空軍の司令長官 (4) 外交官及び領事官 (5) 国際連合の事務総長及び国際連合の主要機関の長 (6) 国際司法裁判所 | 2 |
| 一般音声通信 | 非常音声通信及び緊急音声通信以外の非自動音声通信 | 3 |

（非自動音声通信における通信時間の制限）

第 45 条 当社は、非自動音声通信が著しくふくそうするときは、一般音声通信（官用音声通信を除きます。）に限り、その通信時間を制限することがあります。

（非自動音声通信における音声通信の切断）

第 46 条 当社は、非常音声通信の取扱上必要がある場合は、一般音声通信及び緊急音声通信を切断することがあります。

（非常事態が発生した場合等における非自動音声通信の利用の制限）

第 47 条 当社は、天災、事変、その他の非常事態の発生、又は電気通信回線設備の障害、その他の事由により、非自動音声通信が著しく遅延し又は遅延するおそれがあるときは、その遅延の程度に応じ、下記の措置を執ることがあります。

- (1) 非常音声通信及び緊急音声通信のほかは、受け付けません。
- (2) 非常音声通信のほかは、受け付けません。

（電波伝播条件による通信場所の制約）

第 48 条 ブロードバンド通信サービスに係る通信は、ハイブリッドホームルーターが別記 1（サービス区域）で定めるサービス区域内に在圏する場合であって、第 16 条（利用契約申込みの方法）、第 27 条（電話(K)契約申込みの方法）、別記 2（基本契約者又は利用契約

者の地位の承継)又は別記3(当社から基本契約者又は利用契約者に行う通知等の方法及び契約者の氏名等の変更に係る届出の義務)の規定に基づき基本契約者又は利用契約者から通知若しくは届出のあった住所若しくは居所に設置されているときに限り、行うことができます。

ただし、電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。

(他社接続通信)

第49条 他社接続通信は、相互接続協定等に基づき当社が定めた通信に限り行うことができます。

2 相互接続協定に基づく相互接続の一時停止若しくは相互接続協定の解除又は協定事業者における電気通信事業の休止の場合は、その協定事業者に係る他社接続通信を行うことはできません。

第3節 通信の品質

(音声通信の品質)

第50条 音声通信の品質については、ブロードバンド通信サービスの利用形態等により変動する場合があります。

(5Gインターネットサービスに係る通信の品質)

第51条 5Gインターネットサービスに係る通信の品質については、保証しません。

第4節 発信電気通信番号等通知

(発信電気通信番号等通知)

第52条 音声通信については、その発信電気通信番号(その音声通信の発信元に係る電気通信番号であって、特定電気通信番号以外のものをいいます。以下同じとします。)を着信先の当社の契約約款に定める契約者回線又は電気通信回線に係る相互接続点へ通知します。

ただし、次の音声通信については、この限りではありません。

- (1) 音声通信の発信に先立ち、「184」をダイヤルして行う音声通信
- (2) 別表1(付加機能)に規定する番号通知設定機能(通常非通知)の提供を受けている5G契約回線から行う音声通信(音声通信の発信に先立ち、「186」をダイヤルして行うものを除きます。)

(注) 電話(K)契約者は、本条及び次条の規定等により通知を受けた発信電気通信番号等の利用にあたっては、総務省の定める「発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン」を尊重していただきます。

(緊急通報に係る情報通知)

第53条 当社は、5G契約回線から緊急通報番号(番号規則別表第12号に規定する緊急通報に関する電気通信番号をいいます。以下同じとします。)をダイヤルして行う音声通信

(以下「緊急通報通信」といいます。)が行われる場合、そのハイブリッドホームルーターがその機能によりGPS衛星から受信した信号等の情報を取得します。

2 当社は、5G契約回線からの緊急通報通信(その発信に先立ち、「184」をダイヤルして行うものを除きます。)については、前条の規定によらず、次表の規定により、その5G契約回線に係る情報を相手先へ通知します。

ただし、次表の2欄に定める情報については、その緊急通報通信の相手となる警察機関、海上保安機関又は消防機関において、当社が通知する情報を受信するための電気通信設備を具備している場合に限り、通知するものとします。

| 当社が通知する情報 | 通知する相手先 |
|--|---|
| 1 発信を行った5G契約回線に係る特定電気通信番号 | その緊急通報通信の着信のあった当社の契約約款に定める契約者回線又は電気通信回線に係る相互接続点 |
| 2 その5G契約回線に係るハイブリッドホームルーターの所在する位置に関する情報(そのハイブリッドホームルーターが接続されている基地局設備に係る情報又は前項により当社がその5G契約回線から取得した情報に基づき、当社が計算した緯度及び経度の情報をいいます。)及びその5G契約回線に係る特定電気通信番号 | その緊急通報通信の着信があった警察機関、海上保安機関又は消防機関 |

3 前項の場合において、当社は、情報を相手先へ通知し、又は通知しないことに伴い発生する損害については、第71条(責任の制限)の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負います。

第9章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用

(料金及び工事に関する費用)

第54条 当社が提供するブロードバンド通信サービスに係る料金は、料金表に定める基本利用料、付加機能利用料、最低利用期間に係る契約解除料、手続きに関する料金及び工事費、附帯サービスに関する料金等、電話ユニバーサルサービス料、ブロードバンドユニバーサルサービス料並びに電話リレーサービス料とします。

2 当社が提供するブロードバンド通信サービスに係る工事に関する費用は、工事費とします。

第2節 料金等の支払義務

(定額利用料の支払義務)

第55条 基本契約者又は利用契約者は、次表に定める期間について、当社が提供するブロードバンド通信サービスの種類に応じて、定額利用料（料金表第1（基本利用料）又は料金表第2（付加機能利用料）に定める料金のうち、定額料金であるものをいいます。以下同じとします。）の支払いを要します。

ただし、この約款その他諸規定に特段の定めのある場合は、この限りではありません。

| 区分 | 支払いを要する期間 | |
|---------------------------|---|-------------------------------|
| 基本利用料（5Gインターネットサービスに係るもの） | その基本契約に基づいて当社が5Gインターネットサービスの提供を開始した日（以下「5Gネット提供開始日」といいます。）の翌日（以下「5Gネット課金開始日」といいます。）から、基本契約の解除があった日までの期間（次表の左欄に該当する場合は、同表右欄に規定する期間） | |
| | 区分 | 支払いを要する期間 |
| | (1) 5Gネット課金開始日と基本契約の解除日が同一の料金月である場合 | 5Gネット課金開始日の属する料金月の初日から末日までの期間 |
| | (2) 5Gネット提供開始日と基本契約の解除日が同一の日である場合 | 5Gネット提供開始日の属する料金月の初日から末日までの期間 |
| 基本利用料（電話(K)サービスに係るもの） | その電話(K)契約に基づいて当社が電話(K)サービスの提供を開始した日（以下「電話(K)提供開始日」といいます。）の翌日（以下「電話(K)課金開始日」といいます。）の属する料金月の翌料金月の初日から起算して電話(K)契約の解除があった日の属する料金月の末日までの期間（次表の左欄に該当する場合は、同表の右欄に規定する期間） | |
| | 区分 | 支払いを要する期間 |
| | (1) 電話(K)課金開始日と電話(K)契約の解除日が同一の料金月である場合 | 電話(K)課金開始日の属する料金月の初日から末日までの期間 |
| | (2) 電話(K)提供開始日と | 電話(K)提供開始日の属する |

| | | |
|------------------------------------|--|------------------------------|
| | 電話(K)契約の解除日が同一の日である場合 | 料金月の初日から末日までの期間 |
| 付加機能利用料 | 付加機能の提供を開始した日（以下「付加機能提供開始日」といいます。）の翌日（以下「付加機能課金開始日」といいます。）の属する料金月の翌料金月の初日から起算してその付加機能の廃止があった日の属する料金月の末日までの期間（次表の左欄に該当する場合は、同表の右欄に規定する期間。）。 | |
| | 区分 | 支払いを要する期間 |
| | (1) 付加機能課金開始日とその付加機能の廃止日が同一の料金月である場合 | 付加機能課金開始日の属する料金月の初日から末日までの期間 |
| (2) 付加機能提供開始日とその付加機能の廃止日が同一の日である場合 | 付加機能提供開始日の属する料金月の初日から末日までの期間 | |

2 前項の期間において、利用停止等によりブロードバンド通信サービスを利用することができない状態が生じたときの定額利用料の支払いは、次によります。

(1) 利用停止があったときは、基本契約者又は利用契約者は、その期間中の定額利用料の支払いを要します。

(2) 前号の規定によるほか、基本契約者又は利用契約者は、次の場合を除いて、ブロードバンド通信サービスを利用できなかった期間中の定額利用料の支払いを要します。

| 区別 | 支払いを要しない料金 |
|---|---|
| 1 基本契約者又は利用契約者の責めによらない理由により、ブロードバンド通信サービスを全く利用できない状態（ブロードバンド通信サービスに係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。）が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続したとき。 | そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する定額利用料 |
| 2 当社の故意又は重大な過失により、そのブロードバンド通信サービスを全く利用できない状態が生じたとき。 | そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応する定額利用料 |
| 3 相互接続点の所在場所の変更に伴って、ブロードバンド通信サービスを利用できなくなった期間が生じたとき（利用契約者の都合により、ブロードバンド通信サービスを利用しなかった場合であって、ブロードバンド通信サービスに係る電気通信設備等を保留したときを除きます。）。 | 利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応する定額利用料 |
| 4 ブロードバンド通信サービスの接続休止をしたとき。 | 接続休止をした日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応する定額利用料 |

- 3 第1項の期間において、他社接続通信を行うことができないため、ブロードバンド通信サービスを利用できない状態が生じたときの定額利用料の支払いは、次によります。
- (1) 協定事業者の定める契約約款等の規定による利用の一時中断、利用停止又は協定事業者との契約の解除その他基本契約者又は利用契約者に帰する理由により、他社接続通信を行うことができなくなった場合であっても、基本契約者又は利用契約者は、その期間中の定額利用料の支払いを要します。
- (2) 前号の規定によるほか、基本契約者又は利用契約者は、次の場合を除いて、ブロードバンド通信サービスを全く利用できなかった期間中の定額利用料の支払いを要します。

| 区別 | 支払いを要しない料金 |
|---|---|
| 1 基本契約者又は利用契約者の責めによらない理由により、他社接続通信を全く行うことができない状態（そのF T T H契約回線による全ての他社接続通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。）が生じたため、ブロードバンド通信サービスを全く利用できなくなった場合（2欄に該当する場合により全く利用できない状態となる場合を除きます。）に、そのことを当社が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続したとき。 | そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する定額利用料 |
| 2 他社接続通信に係る協定事業者の故意又は重大な過失により、当該他社接続通信を行うことができない状態が生じたため、当社のブロードバンド通信サービスを全く利用できない状態が生じたとき。 | そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応する定額利用料 |

- 3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

（利用料の支払義務）

第56条 電話(K)契約者は、その5G契約回線からの音声通信（電話(K)契約者以外の者が行った音声通信を含みます。）について、別記5（音声通信又はFAX通信の通信時間の測定）の規定により当社が測定した通信時間と料金表第1（基本利用料）又は料金表第2（付加機能利用料）の規定とに基づいて算定した利用料（料金表第1（基本利用料）又は料金表第2（付加機能利用料）に定める料金のうち、従量料金であるものをいいます。以下同じとします。）の支払いを要します。

ただし、料金表第2（付加機能利用料）に定める付加機能を利用した音声通信の利用料について、特段の定めがある場合は、その定めによるものとします。

- 2 電話(K)契約者は、利用料について、当社の機器（協定事業者の機器を含みます。）の故障等により正しく算定することができなかった場合は、過去の利用実績等を勘案して当社が別記7（当社の機器の故障等により利用料を正しく算定できなかった場合の取扱い）に定めるところにより算定した料金額の支払いを要します。

（手続きに関する料金及び工事費の支払義務）

第 57 条 基本契約者又は利用契約者は、ブロードバンド通信サービスに係る契約の申込み、手続き若しくは工事を要する請求（基本契約又は利用契約を解除した後にした申込み又は請求を含みます。）をし、その承諾を受けたときは、料金表第 4（手続きに関する料金及び工事費）の規定に基づいて算定した手続きに関する料金又は工事費の支払いを要します。

ただし、工事の着手前にその基本契約若しくは利用契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があったときは、この限りではありません。この場合において、既にその手続きに関する料金又は工事費が支払われているときは、当社は、その手続きに関する料金又は工事費を返還します。

2 基本契約者又は利用契約者は、工事の着手後完了前に解除等があったときは、前項の規定に関わらず、解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

（電話ユニバーサルサービス料の支払義務）

第 58 条 電話(K)契約者は、その料金月の末日において電話(K)サービスの提供を受けている場合、料金表第 6（電話ユニバーサルサービス料）の規定に基づいて算定した電話ユニバーサルサービス料の支払いを要します。

（ブロードバンドユニバーサルサービス料の支払義務）

第 59 条 基本契約者基本契約者は、その料金月の末日において 5G インターネットサービスの提供を受けている場合、料金表第 7（ブロードバンドユニバーサルサービス料）の規定に基づいて算定したブロードバンドユニバーサルサービス料の支払いを要します。

（電話リレーサービス料の支払義務）

第 60 条 電話(K)契約者は、その料金月の末日において電話(K)サービスの提供を受けている場合、料金表第 8（電話リレーサービス料）の規定に基づいて算定した電話リレーサービス料の支払いを要します。

第 3 節 料金の計算方法等

（料金の計算方法等）

第 61 条 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払方法は、料金表通則に定めるところによります。

第 4 節 割増金及び延滞利息

（割増金）

第 62 条 基本契約者又は利用契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の 2 倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

(延滞利息)

第 63 条 基本契約者又は利用契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について年 14.5%の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とします。）で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

第 5 節 収納手数料の負担等

(収納手数料の負担等)

第 64 条 基本契約者又は利用契約者は、料金その他の債務について、支払期日を経過した後支払う場合、料金収納に係る費用として次表に定める額の手数料を負担していただきます。

| 区分 | | 手数料の額 |
|---------------|---|--------------------------|
| 1 2 以外 の場合 | (1) (2) 以外の場合 (期日後料金支払手数料) | 税抜額 300 円 (税込額 330 円) |
| | (2) 当社指定の金融機関口座への振込又は金融機関の窓口において支払う場合 | 金融機関等が定める額 |
| 2 | その契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）である場合 | 収納代行機関又は金融機関等が定める額 |
| 備考 | 当社が別に定める条件に該当するときは、区分 1 の (1) に定める手数料の負担を要しません。 | |

第 6 節 他社接続通信の料金の取扱い

(他社接続通信の料金の取扱い)

第 65 条 利用契約者又は他社接続通信の利用者は、相互接続協定に基づき当社又は協定事業者の契約約款等に定めるところにより、他社接続通信に関する料金の支払いを要します。

2 前項の場合において、他社接続通信に係る料金の設定又はその請求については、当社又は協定事業者が行うものとします。

第 7 節 協定事業者に係る債権の譲受等

(協定事業者に係る債権の譲受等)

第 66 条 協定事業者と電気通信サービス（当社が別に定める協定事業者が提供する特定信書便サービスを含みます。）に係る契約を締結している利用契約者は、その契約約款等に定めるところにより当社に譲り渡すこととされた協定事業者の債権を譲り受け、当社が請求することを承認していただきます。この場合、当社及び協定事業者は、利用契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

2 前項の場合において、当社は、譲り受けた債権を当社が提供するブロードバンド通信サービスの料金とみなして取り扱います。

第 10 章 最低利用期間

(基本契約に係る最低利用期間)

第 67 条 基本契約については、最低利用期間があります。

2 最低利用期間は、その基本契約に基づいて当社が 5 G インターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月から起算して 24 料金月の間とします。

3 基本契約者は、最低利用期間内に基本契約の解除があった場合、当社が定める期日までに、次表に定める最低利用期間に係る契約解除料を支払っていただきます。

1 の基本契約ごとに

| 区分 | 料金額 |
|----------------|--------------------------|
| 最低利用期間に係る契約解除料 | 税抜額 4,220 円(税込額 4,642 円) |

第11章 保守

(基本契約者又は利用契約者の維持責任)

第68条 基本契約者又は利用契約者は、端末設備又は自営電気通信設備を端末設備等規則に適合するよう維持していただきます。

2 前項の規定のほか、基本契約者又は利用契約者は、ハイブリッドホームルーターを無線設備規則に適合するよう維持していただきます。

(基本契約者又は利用契約者の切分責任)

第69条 基本契約者又は利用契約者は、端末設備又は自営電気通信設備が5G契約回線に接続されている場合であって、ブロードバンド通信サービスを利用することができなくなったときは、その端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認の上、当社に修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、基本契約者又は利用契約者から要請があったときは、当社は、サービス取扱所において試験を行い、その結果を基本契約者又は利用契約者にお知らせします。

3 当社は、基本契約者又は利用契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、基本契約者又は利用契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(注) 当社と保守契約を締結している端末設備又は自営電気通信設備については、本条の規定は適用がないものとします。

(修理又は復旧の順位)

第70条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第39条(通信利用の制限等)の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。

| 順位 | 修理又は復旧する電気通信設備 |
|----|---|
| 1 | 気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 秩序の維持に直接関係がある機関に設置されるもの 防衛に直接関係がある機関に設置されるもの 海上の保安に直接関係がある機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 電力の供給に直接関係がある機関に設置されるもの |
| 2 | 水道の供給に直接関係がある機関に提供されるもの ガスの供給に直接関係がある機関に提供されるもの 選挙管理機関に提供されるもの |

| | |
|---|--|
| | 新聞社等の機関に提供されるもの 金融機関に提供されるもの その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関に提供されるもの（第1順位となるものを除きます。） |
| 3 | 第1順位及び第2順位に該当しないもの |

(注) 当社は、当社の設置した電気通信設備を修理又は復旧するときは、故障又は滅失した5G契約回線について、暫定的にその電気通信番号を変更することがあります。

第12章 損害賠償

(責任の制限)

第71条 当社は、ブロードバンド通信サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由（当社が、当社の提供区間と協定事業者の提供区間とを合わせて料金を設定している場合は、その協定事業者の責めに帰すべき理由を含みます。）によりその提供を行わなかったときは、そのブロードバンド通信サービスが全く利用できない状態（当該基本契約又は利用契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その基本契約者又は利用契約者の損害を賠償します。

ただし、協定事業者が当該協定事業者の契約約款等に定めるところにより損害を賠償する場合は、この限りではありません。

2 第1項の場合において、当社は、ブロードバンド通信サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのブロードバンド通信サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限り賠償します。

(1) 料金表第1（基本利用料）又は料金表第2（付加機能利用料）に定める定額利用料

(2) 料金表第1（基本利用料）又は料金表第2（付加機能利用料）に定める利用料（ブロードバンド通信サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前6料金月の1日当たりの平均利用料（前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出します。）

3 前2項の規定に関わらず、当社は、ブロードバンド通信サービスを提供しなかったことの原因が、本邦のケーブル陸揚局より外国側又は固定衛星地球局より衛星側の電気通信回線設備における障害であるときは、ブロードバンド通信サービスを提供しなかったことにより生じた損害を賠償しません。

4 当社は、ブロードバンド通信サービスを提供すべき場合において、当社の故意又は重大な過失によりその提供をしなかったときは、前3項の規定は適用しません。

5 前4項の規定のほか、当社は、当社の責めに帰すべき理由により、料金表第2（付加機能利用料）に規定する付加機能の利用に際し送受信又は蓄積された情報等の破損若しくは滅失による損害又は知り得た情報等に起因する損害が生じたときは、1料金月の付加機能使用料（付加機能使用料の定めがないものについては、そのブロードバンド通信サービスに係る定額利用料とします。）を上限として賠償します。

(注1) 本条第2項に規定する「当社が別に定める方法」により算出した額は、原則として、ブロードバンド通信サービスを全く利用できない状態が生じた日前の実績が把握できる期間における1日当たりの平均の利用に関する料金とします。

(注2) 本条第2項の場合において、日数に対応する料金額の算定に当たっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

(免責)

第72条 当社は、ブロードバンド通信サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事にあたって、当社の責めに帰すべき理由により、利用契約者に関

する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合、その利用契約に係る1料金月の定額利用料を上限として賠償します。ただし、あらかじめその工事の内容について利用契約者から承諾を得ている場合は、この限りではありません。

- 2 当社は、この約款等の変更により、端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更を要することとなる場合であっても、その改造又は変更に要する費用については負担しません。

第13章 雑則

(承諾の限界)

第73条 当社は、基本契約者又は利用契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした基本契約者又は利用契約者にお知らせします。

ただし、この約款その他諸規定において特段の規定がある場合には、その規定によります。

2 前項の規定によるほか、当社は、利用契約者が、当社が別に定める回数を超え1の料金月内に同一の請求を繰り返す場合、その請求を承諾しないことがあります。

(利用に係る基本契約者又は利用契約者の義務)

第74条 基本契約者又は利用契約者は、次のことを守っていただきます。

(1) ハイブリッドホームルーター又は当社若しくは基本契約者が設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。

ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき、又は端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。

(2) 故意にハイブリッドホームルーター又は電気通信設備を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。

(3) 故意に多数の不完了通信を発生させる等、通信のふくそうを生じさせるおそれがある行為を行わないこと。

(4) ハイブリッドホームルーターに登録されている情報を読み出しし、変更し、又は消去しないこと。

(5) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、ハイブリッドホームルーター又は当社若しくは基本契約者が設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。

(6) ハイブリッドホームルーター又は当社若しくは基本契約者が設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。

(7) 他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、法令に反する、又は他人の利益を害する態様で、ブロードバンド通信サービスを利用しないこと。

2 当社は、利用契約者の行為が別記4（基本契約者又は利用契約者の禁止行為）に定める禁止行為のいずれかに該当すると判断した場合は、前項第7号の義務に違反したものとみなします。

3 利用契約者は、前項までの規定に違反してその電気通信設備を忘失し、又は毀損したときは、当社が指定する期日までに、その補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

4 前項までのほか、利用契約者は、当社が氏名、住所等の利用契約者の情報及び契約内容の確認のために当社所定の書類の提出を求めた場合は、その求めに応じていただきます。

5 前項までのほか、基本契約者は、特定インターネットサービスに係る契約の申込みがあったときは、その申込みをした者から、その5G契約回線に対して通信制御機能（特定インターネットサービスの品質維持や向上のために、通信先や利用しているアプリケーション

ン等を識別し、混雑時の通信速度を制御する機能をいいます。以下同じとします。)を適用することの同意を取得していただきます。

第 75 条 前条のほか、電話(K)契約者であって、電話(K)サービスを自らの電気通信事業の用に現に供している又は供しようとする者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 番号計画に規定する電気通信番号の使用に関する条件（以下この条において「番号使用条件」といいます。）を遵守すること。
- (2) 当社所定の方法により、電話(K)サービスを自らの電気通信事業の用に供している又は供しようとする旨を当社に申告すること及び電気通信番号使用計画の認定を受けた又は認定のための申請を行っている事実を確認するための書類（当社が別に定めるものに限ります。）を当社に提出すること。
- (3) 当社が、番号使用条件の遵守状況について当社が別に定める事項の回答を求めた場合は、その求めに応じること。
- (4) 前 2 号の規定により当社に申告、提出又は回答された内容（電話(K)契約者の氏名等の情報及び回答がされない場合は、その事実を含みます。）を、当社が総務省に通知することについて承諾すること。

（利用上の制限）

第 76 条 電話(K)契約者は、コールバックサービス（本邦から本邦外へ発信する音声通信を外国から発信する形態に転換することによって音声通信を可能とする形態の電気通信サービスをいいます。以下同じとします。）のうち、次の方式のものを利用し、又は他人に利用させる態様で音声通信を行ってはなりません。

| 区別 | 方式の概要 |
|---------------|--|
| ポーリング方式 | 外国側から本邦宛に継続して音声通信の請求が行われ、電話(K)契約者がコールバックサービスの利用を行う場合にのみ、それに応答することで提供がなされるコールバックサービスの方式 |
| アンサーサプレッション方式 | その提供に際し、当社が音声通信に係る通信時間の測定を行うために用いる応答信号が不正に抑圧されることとなるコールバックサービスの方式 |

（利用契約者の氏名等の通知）

第 77 条 当社は、協定事業者から要請があったときは、電話(K)契約者（その協定事業者と電話(K)サービスを利用する上で必要な契約をしている者に限ります。）の氏名及び住所等をその協定事業者に通知することがあります。

第 78 条 削除

（番号情報の提供）

第 79 条 当社は、当社の番号情報（相互接続番号案内に必要な情報（第 80 条（相互接続番号案内）の規定により相互接続番号案内の請求を行った電話(K)契約者に係る 5 G 契約回線の情報に限ります。）をいいます。以下この条において同じとします。）について、番号情報データベース（番号情報を収容するために N T T 西日本株式会社が設置するデータベース設備をいいます。以下同じとします。）に登録します。

2 前項の規定により登録した番号情報は、番号情報データベースを設置するNTT西日本株式会社が、電話番号案内を行うことを目的とする電気通信事業者等（当社が別に定める者に限ります。）に提供します。

（注1） 本条第2項に規定する「当社が別に定める者」は、NTT西日本株式会社と相互接続協定又は相互接続協定以外の契約により番号情報データベースに收容された電話（K）契約者の番号情報を利用する事業者をいいます。

（注2） 当社は、本条第2項に規定する電気通信事業者等が「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（平成10年郵政省告示第570号）」等の法令に違反して番号情報を目的外等に利用した場合は、その電気通信事業者等への番号情報の提供を停止する措置を行います。

（相互接続番号案内）

第80条 電話（K）契約者は、その5G契約回線から相互接続番号案内（相互接続点を介してアルティウスリンク株式会社が提供する電話番号案内に接続し、電話番号案内を利用することをいいます。以下同じとします。）を利用することができます。

（相互接続番号案内料の支払義務）

第81条 電話（K）契約者は、相互接続番号案内を利用（電話（K）契約者以外の者が行ったものを含みます。）のつど、料金表第3（相互接続番号案内料）に規定する相互接続番号案内料の支払いを要します。

（協定事業者からの通知）

第82条 利用契約者は、当社が、料金又は工事に関する費用の適用に当たり必要があるときは、協定事業者から料金又は工事に関する費用を適用するために必要な利用契約者の情報の通知を受けることについて、承諾していただきます。

（基本契約者又は利用契約者に係る情報の利用）

第83条 当社は、基本契約者又は利用契約者に係る氏名若しくは名称、電気通信番号、住所若しくは居所又は請求書の送付先等の情報を、当社又は協定事業者等の電気通信サービスに係る契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用又は料金の請求その他の当社の契約約款等又は協定事業者等の契約約款等の規定に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。なお、ブロードバンド通信サービスの提供に当たり取得した個人情報の利用目的については、当社が個人情報の取扱い等について定めたプライバシーポリシー（以下「プライバシーポリシー」といいます。）において定めます。

（注） 業務の遂行上必要な範囲での利用には、利用契約者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。

（位置情報等の匿名化利用）

第84条 当社は、通信の秘密に該当する位置情報（通信の場所、日時及び端末識別符号に限ります。以下この条において同じとします。）、利用契約者の情報（市区町村名までの住所、年齢、性別その他当社が「十分な匿名化」により加工した位置情報の活用」として掲示するWEBサイト（以下「匿名位置情報に関するWEBサイト」といいます。）に定める情

- 報に限ります。以下この条において「契約者情報」といいます。)について、匿名位置情報に関するWEBサイトに定める利用目的のために、その時点での技術水準では利用契約者を再特定又は再識別することが極めて困難といえる程度に匿名化を行った上で利用します。
- 2 当社は、前項に定める位置情報及び契約者情報について、匿名位置情報に関するWEBサイトに定める利用目的の範囲で、官公庁、公共団体、一般企業等の第三者に提供することがあります。
 - 3 利用契約者は、匿名位置情報に関するWEBサイトに定める方法により、前2項に定める取扱い（以下「匿名化利用」といいます。）を停止する申出を行うことができます。
 - 4 位置情報及び契約者情報の匿名化の方法等、匿名化利用に係るその他の事項については、匿名位置情報に関するWEBサイトにおいて定めます。

（協定事業者の電気通信サービスに係る料金等の回収代行）

第85条 当社は、電話(K)契約者から申出があったときは、次の場合に限り、当社所定の協定事業者の電気通信サービスに関する契約約款等の規定により協定事業者がその契約者に請求することとした電気通信サービスに係る料金又は工事に関する費用について、その協定事業者の代理人として、当社の請求書により請求し、回収する取扱いを行うことがあります。

- (1) その申出をした電話(K)契約者が当社が請求する料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り又は怠るおそれがないとき。
 - (2) その電話(K)契約者の申出について、協定事業者が承諾するとき。
 - (3) その他当社の業務の遂行上支障がないとき。
- 2 前項の規定により、当社が請求した料金又は工事に関する費用について、その電話(K)契約者が当社が定める支払期日を超えてもなお支払わないときは、当社は、その電話(K)契約者に係る前項の取扱いを廃止します。

（提供条件書）

第86条 当社は、この約款のほか、当社が別に定める提供条件書に定めるところにより、ブロードバンド通信サービス及び附帯サービスを提供します。

（法令に関する規定）

第87条 ブロードバンド通信サービスの提供又は利用に当たり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

（閲覧）

第88条 この約款及び料金表において、別に定めることとしている事項については、当社は、閲覧に供します。

第14章 附帯サービス

(附帯サービス)

第89条 ブロードバンド通信サービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別記に定めるところによります。

別記

1 サービス区域

ブロードバンド通信サービスの区域は、次表のとおりとします。

| |
|--|
| 以下のWEBサイトに掲載されている区域において、通信を行うことができるものとします。 |
|--|

| |
|---|
| https://www.au.com/mobile/area/ |
|---|

| |
|----|
| 備考 |
|----|

| |
|---------------------------------|
| 上記区域内であっても、通信を行うことができないことがあります。 |
|---------------------------------|

2 基本契約者又は利用契約者の地位の承継

- (1) 相続又は法人の合併若しくは分割により基本契約者又は利用契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて、速やかに契約事務を行うサービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2) (1)の場合において、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- (3) 当社は、(2)の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。
- (4) 基本契約者又は利用契約者は、(1)の届出を行わない場合、別記3（当社から基本契約者又は利用契約者に行う通知等の方法及び契約者の氏名等の変更に係る届出の義務）の(3)から(8)の規定に準じて取り扱うことに同意していただきます。

3 当社から基本契約者又は利用契約者に行う通知等の方法及び契約者の氏名等の変更に係る届出の義務

- (1) 当社は、この約款に基づき、基本契約者又は利用契約者（以下この別記3において「契約者」といいます。）に通知その他の連絡（以下この別記3において「通知等」といいます。）を行う必要がある場合であって、書面によりその通知等を行うときは、契約者から届出のあった氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先に係る情報（以下「契約者連絡先」といいます。）に基づいて行います。
- (2) 契約者は、契約者連絡先に変更があったときは、そのことを速やかに契約事務を行うサービス取扱所に届け出ていただきます。
- (3) 当社は、(2)の届出があったときは、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。
- (4) 契約者は、(2)の届出を怠った場合又は事実と異なる届出を行った場合、この約款に基づく通知等については、それぞれ従前の契約者連絡先又は事実と異なる契約者連絡先への通知をもって、その通知等を行ったものとみなします。
- (5) 契約者は、(4)に定める従前の契約者連絡先又は事実と異なる契約者連絡先に宛てて送付した書面については、その書面が不到達の場合においても、通常その到達すべきときにその契約者に到達したものと取り扱うことに同意していただきます。
- (6) 当社は、契約者連絡先に宛てて送付した書面が当社に返戻されるその他の理由により、届出のあった契約者連絡先が事実と異なるものであると判断した場合、以後、書面による通知等は行わないこととします。

- (7) (6)に該当する場合であって、当社が書面による通知等を行わないこととしたときは、当社は、その5G契約回線への架電その他の所定の方法により通知等を行います。この場合において、その5G契約回線に接続された端末設備に内蔵された留守番電話の機能等に通知等を録音するその他の方法により、契約者がその通知等を受領しうる状態にしたときは、契約者がその通知等を実際に受領したか否かに関わらず、その通知等は契約者に到達したのものとして取り扱うことに同意していただきます。
- (8) 当社は、当社がその5G契約回線について第35条（ブロードバンド通信サービスの利用停止）に基づくブロードバンド通信サービスの利用の停止又は第13条（当社が行う基本契約の解除）、第22条（当社が行う利用契約の解除）若しくは第32条（当社が行う電話(K)契約の解除）に基づく契約の解除を行う場合であって、書面及び(6)のいずれの方法によっても通知等を行うことができないときは、これらの規定に関わらず、通知を省略します。
- (9) 契約者は、(2)の届出を怠った場合又は事実と異なる届出を行った場合、当社がその契約者連絡先に係る情報に基づいて通知等を行ったことに起因する損害について、当社が一切責任を負わないことに同意していただきます。

4 基本契約者又は利用契約者の禁止行為

基本契約者又は利用契約者は、ブロードバンド通信サービスの利用に当たり、以下の行為を行わないものとします。

- (1) 当社若しくは他人の電気通信設備等の利用若しくは運営に支障を与える行為又はそのおそれのある行為
- (2) 無断で他人に広告、宣伝若しくは勧誘の文書等を送信又は記載する行為
- (3) 他人が嫌悪感を抱く又はそのおそれのある文書等を送信、記載若しくは掲載する行為
- (4) 他人になりすまして各種サービスを利用する行為
- (5) 他人の知的財産権（特許権、実用新案、著作権、意匠権、商標権等）その他の権利を侵害する行為又はそのおそれのある行為
- (6) 他人の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為又はそのおそれのある行為
- (7) 他人を差別し、誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
- (8) 猥褻、児童虐待若しくは児童ポルノ等児童及び青少年に悪影響を及ぼす画像、音声、文字又は文書等を送信、記載又は掲載する行為
- (9) 無限連鎖講（ネズミ講）若しくは連鎖販売取引（マルチ商法）等を開設し、又はこれを勧誘する行為
- (10) ブロードバンド通信サービスにより利用しうる情報を改ざんし、又は消去する行為
- (11) 有害なコンピュータープログラム等を送信し、又は掲載する行為
- (12) 売春、暴力、残虐等公序良俗に違反し、又は他人に不利益を与える行為
- (13) 他人を欺き錯誤等に陥れ、他人のID、パスワード又はその他の情報等を取得する行為又は取得するおそれのある行為
- (14) その他法令に違反する行為
- (15) (1)から(14)までの規定のいずれかに該当するコンテンツへのアクセスを助長する行為

5 音声通信又はFAX通信の通信時間の測定

- (1) 音声通信又はFAX通信の通信時間（自動音声通信については、緊急通報番号をダイヤルして行う通信の通信時間を除きます。以下この(1)において同じとします。）は、それぞれ次表に定める開始時刻から終了時刻までの時間とし、当社の機器（協定事業者の機器を含むことがあります。以下同じとします。）により測定します。

| 区分 | | 時刻 |
|--|------|--|
| 自動音声通信 | 開始時刻 | 双方の電気通信回線を接続して音声通信をできる状態にした時刻 |
| | 終了時刻 | 請求者又は対話者による送受話器をかける等の音声通信終了の信号を受けて、その音声通信をできない状態にした時刻 |
| 非自動音声通信 | 開始時刻 | 請求者の電話設備（通話等の用に供される端末設備若しくは自営電気通信設備又はそれらに相当するものと当社が認めるものをいいます。以下同じとします。）が対話者等に接続され、当社電話交換局の交換取扱者が、音声通信が設定されたことを請求者に告げた時刻 |
| | 終了時刻 | 当社電話交換局の交換設備が請求者の電話設備から音声通信終了の信号を受信した時刻 |
| FAX通信 | 開始時刻 | FAX蓄積装置（別表1（付加機能）に規定するものをいいます。以下同じとします。）とFAX通信の対話者に係る電気通信回線を接続してFAX通信をできる状態にした時刻 |
| | 終了時刻 | FAX蓄積装置又は対話者による送受話器をかける等のFAX通信終了の信号を受けて、そのFAX通信をできない状態にした時刻 |
| 備考 当社電話交換局が非自動音声通信を接続する場合において、対話者側の電気通信設備が、加入者不在の場合に応答する装置又は不在加入者の代行を業とする者に接続されているため、その装置又は代行業者による応答があったときは、請求者が音声通信を行うことを希望する場合に限ってその接続を行います。 | | |

- (2) 次の時間は、(1)の通信時間に含みません。

ア 回線の故障等音声通信若しくはFAX通信の請求者又は対話者の責任によらない理由により、音声通信又はFAX通信の途中に一時音声通信又はFAX通信ができなかった時間

イ 回線の故障等音声通信若しくはFAX通信の請求者又は対話者の責任によらない理由により、音声通信又はFAX通信を打ち切ったときは、料金表第1（基本利用料）2（料金額）に規定する秒数に満たない端数の通信時間

- (3) (2)の規定に関わらず、次のいずれかに該当する場合は、通信時間の調整は行いません。

ア 音声通信以外の通信が行われた場合において、伝送品質の不良によりその音声通信ができなかったとき。

ただし、音声通信ができない状態であったときは、この限りではありません。

イ 5G契約回線に接続されている電気通信設備を介して、その5G契約回線に当社又は当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続し、音声通信又はFAX通信が行われた場合において、その接続を原因とする伝送品質の不良によりその音声通信又はFAX通信ができなかったとき。

(ウ) 地下駐車場、トンネル、ビルの陰、山間部等電波の伝わりにくいところで音声通信又はFAX通信が行われた場合において、伝送品質の不良によりその音声通信又はFAX通信ができなかったとき。

- (4) 電気通信設備の障害、業務上の過誤その他請求者又は対話者の責めによらない理由により、非自動音声通信に中断があったときは、請求者は、直ちにその旨を当社電話交換局に申告してください
- (5) 当社は、オの規定により中断等の申告を受けた非自動音声通信の通信時間を、(2)及び(3)の規定に従って調整します。
- (6) (5)の規定により非自動音声通信の中断の申告を受けた当社電話交換局は、速やかに再接続を試み、又は必要な措置に従って通信時間を調整します。この場合において、当社電話交換局は(2)及び(3)の規定に従って通信時間を調整します。
- (7) (4)に規定する中断等の場合において、請求者及び対話者の責めによらない理由により、直ちにその旨の申告ができなかったときは、当社は、その非自動音声通信に係る請求書の発行日から起算して6ヶ月以内に限り、申告に応じ、(5)又は(6)に規定する調整すべき通信時間に対応する利用料を減額又は返還します。

6 課金対象データの情報量の測定

課金対象データの情報量は、当社の機器により測定します。この場合において、回線の故障等利用契約者の責任によらない理由により、課金対象データが通信の相手先（その通信が相互接続点への通信であるときは、その相互接続点を通信の相手先とします。）に到達しなかった場合には、そのデータについては、情報量の測定から除きます。

7 当社の機器の故障等により利用料を正しく算定できなかった場合の取扱い

当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の利用料は、次のとおりとします。

| | |
|-------------------------|---|
| ア 過去1年間の実績を把握することができる場合 | 当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった日の初日（初日が確定できないときにあつては、種々の事情を総合的に判断して当社の機器の故障等があったと認められる日）の属する料金月の前12料金月の各料金月における1日平均の利用料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額 |
| イ ア以外の場合 | 機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる各料金月における1日平均の利用料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額 |
| 過去2ヶ月間の実績を把握することができない場合 | 機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる期間における1日平均の利用料又は故障等の回復後の7日間における1日平均の利用料のうち低いものの値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額 |

8 端末設備の接続

- (1) 基本契約者又は利用契約者は、その5G契約回線に又はその5G契約回線に接続されている電気通信設備を介して端末設備（ハイブリッドホームルーターにあつては、当社、沖縄セルラー電話株式会社又は特定MNO（以下この別記8において当社及び特定MNOを併せて「当社等」といいます。）が無線局の免許を受けることができるもの及び5G契約回線に接続することができるものであつて、次のア及びイの表示（以下「技適マーク」といいます。）等により当社等が無線設備規則及び端末設備等規則に適合していることが確認できるものに限ります。以下この別記8において同じとします。）を接続す

るときは、当社所定の方法により、サービス取扱所にその接続の請求をしていただきます。

ア 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和 56 年郵政省令第 37 号）様式第 7 号又は第 14 号の表示

イ 端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成 16 年総務省令第 15 号）様式第 7 号又は第 14 号の表示

- (2) 当社等は、(1)の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。
 - ア その接続に用いる端末設備が、無線設備規則に適合していないとき。
 - イ その接続が端末設備等規則に適合しないとき。
 - ウ その接続が事業法施行規則第 31 条で定める場合に該当するとき。
- (3) 当社等は、(2)の請求の承諾に当たっては、次の場合を除き、その接続に用いる端末設備が無線設備規則及び端末設備等規則に適合しているかどうかの検査を行います。
 - ア 技適マークにより無線設備規則及び端末設備等規則に適合していることが確認できるとき。
 - イ 事業法施行規則第 32 条第 1 項で定める場合に該当するとき。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社等の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) 基本契約者又は利用契約者がその端末設備を変更したときについても、(1)から(4)までの規定に準じて取り扱います。
- (6) 基本契約者又は利用契約者は、その 5 G 契約回線への端末設備の接続を取り止めたときは、そのことをサービス取扱所に通知していただきます。

9 端末設備に異常がある場合等の検査

- (1) 当社又は特定MNOは、5 G 契約回線に接続されている端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、基本契約者又は利用契約者に、その端末設備の接続が端末設備等規則に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合において、基本契約者又は利用契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第 32 条第 2 項で定める場合を除いて、検査を受けることを承諾していただきます。
- (2) (1)の検査を行う場合、当社又は特定MNOの係員は、所定の証明書を提示します。
- (3) (1)の検査を行った結果、端末設備が端末設備等規則に適合していると認められないときは、基本契約者又は利用契約者は、その端末設備を 5 G 契約回線へのその端末設備の接続を取り止めていただきます。。

10 自営電気通信設備の接続

- (1) 基本契約者又は利用契約者は、その 5 G 契約回線に又はその 5 G 契約回線に接続されている電気通信設備を介して自営電気端末設備（ハイブリッドホームルーターにあっては、当社、沖縄セルラー電話株式会社又は特定MNO（以下この別記 10 において当社及び特定MNOを併せて「当社等」といいます。）が無線局の免許を受けることができるもの及び 5 G 契約回線に接続することができるものであって、技適マーク等により当社等が無線設備規則及び端末設備等規則に適合していることが確認できるものに限ります。以下この別記 10 において同じとします。）を接続するときは、当社所定の方法により、サービス取扱所にその接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社等は、(1)の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。
 - ア その接続に用いる端末設備が、無線設備規則に適合していないとき。

- イ その接続が端末設備等規則に適合しないとき。
- ウ その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、事業法第70条第1項第2号の規定による総務大臣の認定を受けたとき。
- (3) 当社等は、(2)の請求の承諾にあたっては、次の場合を除き、その接続に用いる端末設備が無線設備規則及び技術基準等に適合しているかどうかの検査を行います。
 - ア 技適マークにより無線設備規則及び端末設備等規則に適合していることが確認できるとき。
 - イ 事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するとき。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社等の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) 基本契約者又は利用契約者がその自営電気通信設備を変更したときについても、(1)から(4)までの規定に準じて取り扱います。
- (6) 基本契約者又は利用契約者は、その5G契約回線への自営電気通信設備の接続を取り止めたときは、そのことを当社に通知していただきます。

11 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

5G契約回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記9（端末設備に異常がある場合等の検査）の規定に準じて取り扱います。

12 端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い

- (1) 基本契約者又は利用契約者は、5G契約回線に接続されている端末設備（ハイブリッドホームルーターに限ります。以下この別記12において同じとします。）について、電波法（昭和25年法律第131号）の規定に基づき、当社、沖縄セルラー電話株式会社又は特定MNO（以下この別記12から別記16（当社等の維持責任）において「当社等」といいます。）が総務大臣から臨時に電波発射の停止を命ぜられたときは、その端末設備の使用を停止して、無線設備規則に適合するよう修理等を行っていただきます。
- (2) 当社等は、(1)の修理等が完了したときは、電波法に基づく検査等を受けるものとし、基本契約者又は利用契約者は、正当な理由がある場合を除き、そのことを承諾していただきます。
- (3) (2)の検査等の結果、端末設備が無線設備規則に適合していると認められないときは、基本契約者又は利用契約者は、5G契約回線へのその端末設備の接続を取り止めていただきます。

13 端末設備の電波法に基づく検査

別記12（端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い）に規定する検査のほか、ハイブリッドホームルーターの電波法に基づく検査を受ける場合の取扱いについては、別記12の(2)及び(3)の規定に準ずるものとしします。

14 自営電気通信設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い

自営電気通信設備（ハイブリッドホームルーターに限ります。）について、臨時に電波発射の停止命令があった場合の取扱いについては、別記12（端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い）の規定に準ずるものとしします。

15 自営電気通信設備の電波法に基づく検査

ハイブリッドホームルーターの電波法に基づく検査を受ける場合の取扱いについては、別記 13（端末設備の電波法に基づく検査）の規定に準ずるものとします。

16 当社等の維持責任

当社等は、当社等の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和 60 年郵政省令第 30 号）に適合するよう維持します。

17 検査等のための端末設備の持込み

基本契約者又は利用契約者は、次の場合には、その端末設備（ハイブリッドホームルーターに限ります。以下この別記 17 において同じとします。）又は自営電気通信設備（ハイブリッドホームルーターに限ります。以下この別記 17 において同じとします。）を、当社が指定した期日に当社が指定するサービス取扱所又は当社が指定する場所へ持ち込んでいただきます。

- (2) 別記 8（端末設備の接続）又は別記 9（端末設備に異常がある場合等の検査）の規定に基づく端末設備の検査を受けるとき。
- (3) 電波法に基づく端末設備又は自営電気通信設備の検査を受けるとき。

18 時報サービス

- (1) 当社は、次により時報サービスを提供します。

| 区別 | 内容 | 電気通信番号 |
|--------|-------------------------|--------|
| 時報サービス | 日本中央標準時に準拠した時刻を通知するサービス | 117 |

- (2) 時報サービスは、1 の音声通信について、時報を聞くことができる状態にした時刻から起算し 6 分経過後 12 分までの間において、その音声通信を打ち切ります。

19 音声通信明細書の発行

- (1) 当社は、電話(K)契約者から請求があったときは、音声通信明細書（書面のほか所定の方法により閲覧されるものを含みます。以下この別記 19 において同じとします。）を発行します。
- (2) 電話(K)契約者は、(1)の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第 5（附帯サービスに関する料金等）に規定する音声通信明細書発行手数料の支払いを要します。

20 支払証明書の発行

- (1) 当社は、利用契約者から請求があったときは、その利用契約者に係る料金等の支払証明書を発行します。
- (2) 利用契約者は、支払証明書の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第 5（附帯サービスに関する料金等）に規定する支払証明書発行手数料の支払いを要します。

21 払込取扱票の発行等

- (1) 当社は、ブロードバンド通信サービスに係る料金その他の債務について支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、サービス取扱所（料金収納事務を行う当社の事業所に限ります。）以外において支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます。）は、当社が指定するサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いに係る払込取扱票の発行及びその他必要な取扱いを行います。

- (2) 基本契約者又は利用契約者は、(1)の規定に該当することとなったときは、料金表第5(附帯サービスに関する料金等)に規定する払込取扱票発行等手数料の支払いを要します。

22 窓口払込みの取扱い等

- (1) 当社は、口座振替又はクレジットカード等による料金等の支払いに係る手続きが行われていない場合(手続きを行った後その取扱いができないこととなった場合を含みます。)又はブロードバンド通信サービスに係る料金その他の債務の支払方法について不正利用若しくは不正登録等、不当な行為のおそれがあると当社が判断した場合等当社所定の事由に該当するときは、当社が指定するサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いに必要な取扱い、その支払いに係る払込取扱票及び書面請求書(当社のWEBで請求書ご利用規約に定める書面による請求書をいいます。)の発行並びにその他必要な取扱いを行います。
- (2) 基本契約者又は利用契約者は、(1)の規定に該当したときは、料金表第5(附帯サービスに関する料金等)に規定する窓口取扱等手数料の支払いを要します。
- (3) (2)の規定に関わらず、当社が別に定める条件に該当する場合、窓口取扱等手数料の支払いを要しません。この場合において、基本契約者又は利用契約者は、窓口取扱等手数料に代えて払込取扱票発行等手数料の支払いを要します。

23 有料サービスの利用等に係る料金の合算請求の取扱い

- (1) 当社は、利用契約者が、有料サービス(申込みにより有料で提供を受けることができるサービスであって、当社以外の者が、当社によるその料金の請求について当社の承諾を得た上で提供するものをいいます。以下同じとします。)を利用し、若しくは商品(申込みにより購入できる物品であって、当社以外の者が、当社によるその料金の請求について当社の承諾を得た上で販売するものをいいます。以下同じとします。)を購入する場合又は当社が別に定める者に対し寄付金を支払う場合において、その有料サービスの提供若しくは商品の販売を行う者又は寄付金の支払先である当社が別に定める者(以下「サービス等提供者」といいます。)に支払う、その有料サービス若しくは商品に係る料金(その有料サービスの利用又は商品の購入に係る申込みの際にサービス等提供者が提示した料金(配送料等が変動することを条件に提示された場合にあっては、その申込みがあった後にサービス等提供者が確定した料金とします。)をいいます。以下この別記23において同じとします。)又は寄付金の支払いの方法として、当社がブロードバンド通信サービスに係る料金その他の債務と合算して、その利用契約者に請求する取扱い(以下この別記23において「合算請求の取扱い」といいます。)を行います。

この場合において、有料サービス若しくは商品に係る料金又は寄付金は、当社の機器により計算の上、料金月(その料金を請求するために必要な処理をサービス等提供者が完了した日の属する料金月とします。)ごとに集計し、請求するものとします。

- (2) 利用契約者は、この約款の規定によるほか、当社の「au PAY(aucantankan決済)会員規約」及び当社が別に定める事項をあらかじめ承諾の上、有料サービスを利用若しくは商品を購入又は寄付金を支払っていただきます。
- (3) 当社は、当社が別に定めるところにより、有料でサービスを提供し、又は物品を販売する場合であって、合算請求暗証番号(当社が別に定めるところにより契約者があらかじめ登録した、合算請求の取扱いを利用しようとする者を識別するための文字、数字等の組合せをいいます。)を使用して又は当社が別に定めるサービス取扱所においてその

申込みを受けるときは、そのサービスの提供又は物品の販売に係る料金について、ブロードバンド通信サービスに関する料金とみなし、ブロードバンド通信サービスに関する他の料金と合算して、その契約者に請求するものとします。

24 番号ポータビリティの取扱い

- (1) 電話(K)サービスの電気通信番号(特定電気通信番号を除きます。以下この別記 24 において同じとします。)について、番号ポータビリティを希望する者は、電話(K)契約の申込みをする際、その旨を当社が定める方法により申し出ていただきます。この場合において、その申出を行うことができる者は、固定電話サービスを提供する電気通信事業者との間でその電気通信番号に係る契約を締結していた者と同一の者(当社が別に定める基準に適合する者を含みます。)に限ります。
- (2) 当社は、第 26 条(電気通信番号)第 3 項に規定する場合のほか、(1)の規定に基づき申し出た内容について事実と異なるものであると判断した場合、その電気通信番号を変更することがあります。
- (3) 当社は、電話(K)契約者がハイブリッドホームルーターの設置場所を変更した場合には、番号ポータビリティの提供を廃止します。
- (4) 電話(K)契約者がその電話(K)契約を解除しようとする場合であって、番号ポータビリティを希望するときは、当社が定める方法により契約解除の通知と合わせてその旨を申し出ていただきます。
- (5) 当社及び協定事業者の定めるところにより番号ポータビリティの提供を行うことが困難である場合には、当社はその提供を行わないことがあります。
- (6) 番号ポータビリティを希望する者は、当社がその手続きを行うに当たり、その者からの申出の可否を判断するために、その取扱いに関わる電気通信事業者との間で、その電気通信番号に係る契約の契約者の氏名、住所等その他のその手続きに必要な情報を相互に開示し、又は照会することを承諾していただきます。
- (7) 番号ポータビリティに関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

25 MNPの取扱い

- (1) 電話(K)契約者がその電話(K)契約を解除しようとする場合であって、MNPを希望するときは、電話(K)契約の解除に先立って、当社が別に定める方法によりその旨を申し出ていただきます。
ただし、電話(K)契約者がその電話(K)契約に係る料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがある場合は、この申出を行うことはできません。
- (2) 当社は、(1)の規定に基づき電話(K)契約者から申出があったときは、MNPに係る手続きに必要となる番号を発行します。
- (3) 当社が(2)の規定により発行する番号については、当社がその番号を発行した日から起算して 15 日間が経過したときに無効となります。
- (4) 電話(K)契約者は、当社が(2)の規定により発行する番号を善良な管理者の注意をもって管理していただきます。
- (5) 特定電気通信番号について、MNPを希望する者は、電話(K)契約の申込みをする際、その旨を当社が定める方法により申し出ていただきます。この場合において、その申出を行うことができる者は、携帯電話事業者との間でその電気通信番号に係る契約を

締結していた者と同一の者（当社が別に定める基準に適合する者を含みます。）に限ります。

- (6) 当社は、第 26 条（電気通信番号）第 3 項に規定する場合のほか、(5)の規定に基づき契約者が申し出た内容について事実と異なるものであると判断した場合、その特定電気通信番号を変更することがあります。
- (7) MNP を希望する者は、当社が MNP に係る手続きを行うに当たり、その者からの申出の可否を判断するために、その MNP に関わる携帯電話事業者との間で、その電気通信番号に係る契約の契約者の氏名、住所、生年月日、当社がエの規定により発行する番号若しくは携帯電話事業者が発行する番号等その他のその手続きに必要な情報を相互に開示し、又は照会することを承諾していただきます。

料金表
通則

(料金の計算方法)

- 1 当社は、料金その他の計算については、次表に規定するとおりとします。

| 区分 | 計算方法 |
|-------------------------|---|
| (1) (2)以外の料金 | この約款に定める税抜額（消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。）により行います。 |
| (2) 通則第 14 項のただし書に定める料金 | この約款に定める額により行います。 |

- 2 当社は、月額料金（定額利用料のうち月額で定められている料金をいいます。以下同じとします。）、利用料、電話ユニバーサルサービス料、ブロードバンドユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料は、料金月に従って計算します。

ただし、この約款の特段の規定に従って計算する場合のほか、当社が必要と認めるときは、料金月によらず当社が別に定める期間に従って随時に計算します。

- 3 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の料金月の起算日を変更することがあります。
- 4 当社は、月額料金、利用料、電話ユニバーサルサービス料、ブロードバンドユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料については、料金月に従って計算したものの合計額により請求します。

(月額料金の日割り)

- 5 月額料金の日割は、次のとおりとします。

(1) (2)以外のもの

当社は、次の場合が生じたときに、その月額料金の支払いを要する日数（エについては、第 55 条（定額利用料の支払義務）第 2 項第 2 号の表又は同条第 3 項第 2 号の表に規定する定額利用料の支払いを要しないとする日数とします。）に応じて日割りします。

ア 料金月の末日以外の日に、5G インターネットサービスの提供を開始したとき。

イ 料金月の末日以外の日に、基本契約の解除があったとき。

ウ アからイの場合を除いて、料金月の初日以外の日に、月額料金の額が増加又は減少したとき（この場合において、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。）。

エ 第 55 条第 2 項第 2 号の表の規定又は同条第 3 項第 2 号の表の規定に該当するとき。

オ 料金月の起算日の変更があったとき。

(2) 電話(K)サービス又は付加機能利用料

第 55 条第 2 項第 2 号の表の規定又は同条第 3 項第 2 号の表の規定に該当するときに限り、同表に規定する定額利用料の支払いを要しないとする日数に応じて日割りします。

- 6 前項（第 1 号のオを除きます。）の規定による月額料金の日割は、その料金月の日数により行います。この場合において、第 55 条第 2 項第 2 号の表の 1 欄又は同条第 3 項第 2 号の表の 1 欄に規定する月額料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる 24 時間をその開始時刻が属する日とみなします。

(端数処理)

7 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

ただし、この約款に別段の定めがあるときは、その定めるところによります。

(料金等の支払い)

8 基本契約者又は利用契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が定める期日までに、当社が指定する金融機関等において支払っていただきます。

9 料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

10 当社は、支払われた金額について、その充当すべき料金等の指定がないときは、当社が別に定める順序で充当します。

(少額料金の翌月払い)

11 当社は、当該月に請求すべき料金の総額が当社が別に定める額に満たない場合は、その月に請求すべき料金を翌月に請求する料金に合わせて請求することがあります。

(料金の一括後払い)

12 当社は、前項の場合のほか、当社に特別の事情がある場合は、基本契約者又は利用契約者の承諾を得て、2ヶ月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(前受金)

13 当社は、料金又は工事に関する費用について、基本契約者又は利用契約者の要請があったときは、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。

(注) 「当社が別に定める条件」は、前受金には利息を付さないことを条件として預かることをいいます。

(消費税相当額の加算)

14 この約款の規定により料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額は、この約款に定める税抜額に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。

ただし、電話(K)サービス(外国又は特定衛星端末との音声通信に係るものに限りません。)に係る利用料については、この限りではありません。

(注) 本項により計算された支払いを要する額は、この約款に定める税込額(税抜額に消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。)に基づき計算した額と異なる場合があります。

(料金等の臨時減免)

15 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、約款又は料金表の定めに関わらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

(注) 当社は、料金等の減免を行ったときは、関係のサービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

(料金等の請求)

16 ブロードバンド通信サービスに係る料金その他の債務の請求については、この約款のほか、請求に関する当社の各規約等に定めるところによります。

(注) その契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）であるときは、「請求に関する当社の各規約等」に「ご請求に関するお手続き (<https://biz.kddi.com/support/payment/>)」を含みます。

第1 基本利用料

1 適用

基本利用料の適用については、第55条（定額利用料の支払義務）及び第56条（利用料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

| 区分 | 内容 |
|---|---|
| (1) 電話(K)サービスの基本利用料の算定 | ア 電話(K)サービスの基本利用料は、2（料金額）に規定する定額利用料に、1の音声通信（緊急通報番号をダイヤルして行うものを除きます。）及び1のFAX通信（別表1（付加機能）に規定するFAX通信機能に係る通信をいいます。以下おなじとします。）について、それぞれ別記5（音声通信又はFAX通信の通信時間の測定）の規定により測定した通信時間と2（料金額）の規定に基づいて算定した利用料を加算します。 |
| (2) FAX通信に係る利用料の減額適用 | 当社は、FAX通信が行われたときは、そのFAX通信に関する1の課金単位に係る利用料を減算します。 |
| (3) Wi-Fiパットの加入を条件とする電話(K)サービスの定額利用料の割引 | ア 当社は、その5G契約回線について、当社のWi-Fiパットサービスご利用規約に定める「Wi-Fiパット」サービスの提供を受けている場合、その料金月の電話(K)サービスの基本利用料（定額利用料に限ります。）と同額を割り引きます。 イ アに定める割引の計算は、料金月単位で行います。 |
| (4) 「KDDIまとめて請求」による料金の支払いを選択した場合における利用料の減額（auまとめてトーク） | ア 当社は、その料金月の当社が別に定める日において、5G契約回線について、(ア)に定める割引判定条件の全てを満たすことを条件に、(イ)に定める割引対象に係る料金等を減額することとします。 (ア) 割引判定条件 ① その電話(K)サービスの料金その他の債務について、当社のKDDIまとめて請求取扱い既約に定めるKDDIまとめて請求の適用を受けていること。 ② 2（料金額）に定める利用料の請求があること。 ③ その5G契約回線に係るKDDIまとめて請求の対象として、当社又は沖縄セルラー電話株式会社が提供する携帯電話サービス（それぞれの契約約款に基づき利用を停止されているもの及び副回線通信サービスを除きます。）が含まれること。 (イ) 割引対象 2（料金額）に定める利用料 (ウ) 利用料の割引額 ① この約款に定める電話(K)サービスの5G契約回線、当社のFTTHサービス契約約款に定めるFTTH電話サービスのFTTH接続回線、ホームプラス電話サービス契約約款に定めるホームプラス電話サービスのホームプラス電話契約者回線、ケーブルプラスホーム電話サービス契約約款に定めるケーブルプラスホーム電話サービスのケーブルプラスホーム電話契約者回線、光ダイレクトサービス契約約款に定める一般光ダイレクト電話サービスの光ダイレクト接続回線及びauオフィスナンバーサービスに係る特定 |

| | |
|--|---|
| | <p>装置接続回線、イントラネットIP電話サービス契約約款に定める一般イントラネットIP電話サービスのイントラネットIP電話利用回線、マンションプラス電話サービス契約約款に定める一般マンションプラス電話のマンションプラス電話利用回線、Webex Callingサービス契約約款に定めるWebex Callingサービスの特定装置接続回線及びクラウドコーリングサービス契約約款に定めるクラウドコーリングサービスの特定装置接続回線への音声通信（協定事業者の設置した交換設備を経由したものを除きます。）、沖縄セルラー電話株式会社のFTTHサービス契約約款に定めるFTTH電話サービスのFTTH接続回線への音声通信並びに協定事業者の電気通信サービス（当社が別に定めるものに限ります。）の電気通信回線への音声通信に関する利用料を当該料金月単位に累積した月間累積利用料</p> <p>② 当社が別に定める音声通信番号への音声通信（その音声通信番号に係る事業者が当社であるものに限ります。）に関する利用料を当該料金月単位に累積した月間累積利用料</p> <p>③ 当社又は沖縄セルラー電話株式会社が提供する携帯電話サービス（副回線通信サービスを除きます。）の電気通信回線への音声通信に関する利用料を当該料金月単位に累積した月間累積利用料</p> <p>イ 当社は、アに規定する条件を満たさなくなったときは、アの取扱いを終了したものとします。</p> |
|--|---|

2 料金額

(1) 定額利用料

ア 5Gインターネットサービスに係るもの

1 基本契約ごとに月額

| 区分 | 料金額 |
|---------------|----------------|
| | 税抜額(税込額) |
| 5Gインターネットサービス | 5,220円(5,742円) |

イ 電話(K)サービスに係るもの

1 電話(K)契約ごとに月額

| 区分 | 料金額 |
|-----------|------------|
| | 税抜額(税込額) |
| 電話(K)サービス | 700円(770円) |

(2) 利用料（電話(K)サービスに係るものに限ります。）

ア イ～エ以外のもの

(ア) (イ)から(オ)以外のもの

| 区分 | 料金額（3分までごとに） |
|-----|--------------------|
| 利用料 | 税抜額 8 円(税込額 8.8 円) |

(イ) 携帯電話事業者の携帯電話サービスに係る加入電話等設備へのもの

| 区分 | 料金額（1分までごとに） |
|--|-------------------------|
| 利用料 | 税抜額 15.5 円(税込額 17.05 円) |
| 当社又は沖縄セルラー電話株式会社に係るもの（副回線通信サービスを除きます。） | |
| 上記以外のもの | 税抜額 16 円(税込額 17.6 円) |

(ウ) ワイドスターⅢ（株式会社NTTドコモがワイドスターⅢの名称で提供する衛星電話サービスをいいます。以下同じとします。）又はワイドスターⅡ（陸上）（株式会社NTTドコモが、ワイドスターⅡの名称で主として船舶その他海上を移動するもの以外のものに対して提供する衛星電話サービスであって、FTTH接続回線からの音声通信に係る利用料を当社が設定するものをいいます。以下同じとします。）に係る加入電話等設備へのもの

| 区分 | 料金額（30秒までごとに） |
|-----|------------------------|
| 利用料 | 税抜額 161 円(税込額 177.1 円) |

(エ) 番号規則別表第6号に規定する電気通信番号に係るもの

| 区分 | 料金額（1分までごとに） |
|-----|--------------------|
| 利用料 | 税抜額 10 円(税込額 11 円) |

(オ) NTT東日本株式会社及びNTT西日本株式会社が提供する災害用伝言ダイヤルの電気通信番号（171）に係るもの

| 区分 | 料金額（1分までごとに） |
|-----|--------------------|
| 利用料 | 税抜額 8 円(税込額 8.8 円) |

イ 外国との音声通信に係るもの（国際ネットワークに係るものを除きます。）

(ア) 自動音声通信（外国への発信に係るものに限ります。）

| 区分 | 料金額（1分までごとに） |
|--------|--------------|
| アジア 1 | 30 円 |
| アジア 2 | 30 円 |
| アジア 3 | 45 円 |
| アジア 4 | 63 円 |
| アジア 5 | 72 円 |
| アジア 6 | 77 円 |
| アジア 7 | 105 円 |
| アジア 8 | 107 円 |
| アジア 9 | 113 円 |
| アジア 10 | 127 円 |
| アジア 11 | 130 円 |
| アジア 12 | 153 円 |

| | |
|-------------------------------------|-------|
| アジア 1 3 | 159 円 |
| アジア 1 4 | 213 円 |
| アジア 1 5 | 227 円 |
| アジア 1 6 | 35 円 |
| アジア 1 7 | 60 円 |
| アフリカ 1 | 128 円 |
| アフリカ 2 | 180 円 |
| アフリカ 3 | 257 円 |
| アメリカ 1 | 9 円 |
| アメリカ 2 | 15 円 |
| アメリカ 3 | 78 円 |
| アメリカ 4 | 157 円 |
| アメリカ 5 | 113 円 |
| アメリカ 6 | 159 円 |
| アメリカ 7 | 30 円 |
| アメリカ 8 | 105 円 |
| アメリカ 9 | 115 円 |
| アメリカ 1 0 | 230 円 |
| オセアニア 1 | 57 円 |
| オセアニア 2 | 9 円 |
| オセアニア 3 | 50 円 |
| オセアニア 4 | 72 円 |
| オセアニア 5 | 80 円 |
| オセアニア 6 | 112 円 |
| オセアニア 7 | 160 円 |
| ヨーロッパ 1 | 20 円 |
| ヨーロッパ 2 | 42 円 |
| ヨーロッパ 3 | 92 円 |
| ヨーロッパ 4 | 102 円 |
| ヨーロッパ 5 | 142 円 |
| ヨーロッパ 6 | 203 円 |
| 備考 各区分における取扱地域等は、別表 2 に定めるところによります。 | |

(イ) 非自動音声通信に係るもの

| 区分 | 料金額 | |
|---|-----------|-------------|
| | 最初の 3 分まで | 超過 1 分までごとに |
| 非自動音声通信 | 2,160 円 | 460 円 |
| 備考 非自動音声通信における取扱地域等は、別表 2 に定めるところによります。 | | |

ウ 特定衛星端末との音声通信に係るもの

(ア) 自動音声通信（特定衛星端末への発信に係るものに限りませう。）

| 区分 | 料金額（1 分までごとに） |
|----------|---------------|
| 特定衛星端末 1 | 273 円 |
| 特定衛星端末 2 | 378 円 |
| 特定衛星端末 6 | 210 円 |

| | |
|---|-------|
| 特定衛星端末 7 | 686 円 |
| 備考 | |
| 1 各区分における取扱地域等は、別表 2 に定めるところによります。 | |
| 2 外国へ発信する音声通信（その音声通信の料金を着信者側で支払うことを条件として行われる通信に限ります。）の料金は、着信側事業者の定めるところによります。 | |

(イ) 非自動音声通信

| 区分 | 料金額 | |
|---|-----------|-------------|
| | 最初の 3 分まで | 超過 1 分までごとに |
| 非自動音声通信 | 2,160 円 | 460 円 |
| 備考 非自動音声通信における取扱地域等は、別表 2 に定めるところによります。 | | |

エ 国際ネットワークとの音声通信に係るもの

(ア) 自動音声通信（国際ネットワークへの発信に係るものに限ります。）

| 区分 | 料金額（1 分までごとに） |
|-------------------------------------|---------------|
| 国際ネットワーク 1 | 20 円 |
| 国際ネットワーク 2 | 92 円 |
| 備考 各区分における取扱地域等は、別表 2 に定めるところによります。 | |

(イ) 非自動音声通信

| 区分 | 料金額 | |
|---|-----------|-------------|
| | 最初の 3 分まで | 超過 1 分までごとに |
| 非自動音声通信 | 2,160 円 | 460 円 |
| 備考 非自動音声通信における取扱地域等は、別表 2 に定めるところによります。 | | |

第2 付加機能利用料

1 適用

付加機能利用料の適用については、第55条（定額利用料の支払義務）及び第56条（利用料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

| 区分 | 内容 |
|----------------------------------|--|
| Wi-Fiパックの加入を条件とする着信転送機能の定額利用料の割引 | ア 当社は、その5G契約回線について、当社のWi-Fiパックサービスご利用規約に定める「Wi-Fiパック」サービスの提供を受けている場合、その料金月の着信転送機能の付加機能利用料（定額利用料に限ります。）と同額を割り引きます。 イ アに定める割引の計算は、料金月単位で行います。 |

2 料金額

| 種類 | 単位 | 料金額 |
|-------------|---------------|------------|
| | | 税抜額（税込額） |
| 発信番号表示機能 | 1電話(K)契約ごとに月額 | 400円(440円) |
| 番号通知リクエスト機能 | 1電話(K)契約ごとに月額 | 200円(220円) |
| 割込通話機能 | 1電話(K)契約ごとに月額 | 300円(330円) |
| 割込番号表示機能 | 1電話(K)契約ごとに月額 | 100円(110円) |
| 着信転送機能 | 1電話(K)契約ごとに月額 | 500円(550円) |

第3 相互接続番号案内料

1 適用

相互接続番号案内料の適用については、第80条（相互接続番号案内）及び第81条（相互接続番号案内料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

| 区分 | 内容 |
|-------------------|--|
| 相互接続番号案内料の設定及び適用等 | ア 相互接続番号案内料は、当社の提供区間と協定事業者の提供区間とを合わせて、当社が設定するものとします。 イ 相互接続番号案内料の免除に係る取扱い及び相互接続番号案内料の支払いを要しない場合の取扱いについては、協定事業者の契約約款等の規定に準じて取り扱います。 ウ 相互接続番号案内料に係るその他の取扱いについては、利用料に準じて取り扱います。 |

2 料金額

| 区分 | 単位 | 料金額 |
|-----------|-------------|--------------|
| | | 税抜額(税込額) |
| 相互接続番号案内料 | 1 電気通信番号ごとに | 200 円(220 円) |

第4 手続きに関する料金及び工事費

1 適用

ブロードバンド通信サービスに係る手続きに関する料金及び工事費の適用については、第57条（手続きに関する料金及び工事費の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

| 区分 | 内容 |
|-------------------------------|--|
| (1) 登録料の適用 | ア 登録料は、基本契約又は電話(K)契約の申込みをし、その承諾を受けたときに適用します。 イ 基本契約に係る登録料は基本契約者に、電話(K)契約に係る登録料は利用契約者に、それぞれ支払っていただきます。 ウ 利用契約の申込みと同時に電話(K)契約の申込みをし、その承諾を受けたときは、その電話(K)契約に係る登録料の支払いを要しません。 |
| (2) 電気通信番号の変更に係る手数料の適用 | 電気通信番号の変更に係る手数料は、電話(K)サービスの電気通信番号の変更を請求し、その承諾を受けたときに適用します。 |
| (3) 番号ポータビリティに係る手数料の適用 | 番号ポータビリティに係る手数料は、電話(K)契約の申込みの際し、番号ポータビリティを利用する場合に適用します。 |
| (4) 手続きに関する料金及び工事費の適用除外又は減額適用 | 当社は、2(料金額)の規定に関わらず、手続き又は工事の態様等を勘案して別に定めるところにより、手続きに関する料金及び工事費の適用を除外し、又はその料金額を減額して適用することがあります。 |

2 料金額

(1) 登録料

| 区分 | 単位 | 料金額 |
|--------------|--------------|------------------|
| | | 税抜額(税込額) |
| 基本契約に係るもの | 1 基本契約ごとに | 4,500 円(4,950 円) |
| 電話(K)契約に係るもの | 1 電話(K)契約ごとに | 800 円(880 円) |

(2) 電気通信番号の変更に係る手数料

| 区分 | 単位 | 料金額 |
|-----------------|-------------|------------------|
| | | 税抜額(税込額) |
| 電気通信番号の変更に係る手数料 | 1 電気通信番号ごとに | 2,000 円(2,200 円) |

(3) 番号ポータビリティに係る手数料

| 区分 | 単位 | 料金額 |
|-----------------|-------------|------------------|
| | | 税抜額(税込額) |
| 番号ポータビリティに係る手数料 | 1 電気通信番号ごとに | 2,000 円(2,200 円) |

第5 附帯サービスに関する料金等

1 音声通信明細書の発行料

(1) 適用

音声通信明細書の発行料の適用については、別記 19（音声通信明細書の発行）の規定のとおりとします。

(2) 料金額

| 区分 | 単位 | 料金額 |
|--------------|--------|------------|
| | | 税抜額(税込額) |
| 音声通信明細書発行手数料 | 1発行ごとに | 100円(110円) |

2 支払証明書の発行手数料

(1) 適用

支払証明書発行手数料の適用については、別記20（支払証明書の発行）の規定によるほか、次のとおりとします。

| 支払証明書発行手数料の適用 | |
|-----------------------|--|
| 支払証明書発行手数料の適用除外又は減額適用 | 当社は、2（料金額）の規定に関わらず、支払証明書の発行の頻度又は態様等を勘案して、支払証明書の発行手数料の適用を除外又はその料金額を減額して適用することがあります。 |

(2) 料金額

| 税抜額(税込額) | 単位 | 料金額 |
|------------|---------------|------------|
| | | 税抜額(税込額) |
| 支払証明書発行手数料 | 支払証明書の発行1回ごとに | 400円(440円) |

(注) 支払証明書の発行を受けようとするときは、上記手数料のほか、印紙代及び郵送料が必要な場合があります。

3 払込取扱票発行等手数料

(1) 適用

払込取扱票の発行等手数料の適用については、別記 21（払込取扱票の発行等）の規定によるほか、次のとおりとします。

| 払込取扱票発行等手数料の適用 | |
|----------------|---|
| 払込取扱票発行等手数料の適用 | 基本契約者又は利用契約者は、その5G契約回線について、以下のいずれかに該当する場合、(2)（料金額）の規定に関わらず、払込取扱票発行等手数料の支払いを要しません。 (ア) 利用契約者については、その契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）であるとき。 (イ) その他当社が別に定める条件に該当するとき。 |

(2) 料金額

| 区分 | 単位 | 料金額 |
|-----------------------------|---------------|------------------------|
| | | 税抜額(税込額) |
| 払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料) | 払込取扱票の発行1回ごとに | 税抜額 230円 (税込額 253円) |

4 窓口取扱等手数料

(1) 適用

窓口取扱等手数料の適用については、別記 22（窓口払込みの取扱い等）の規定のとおりとします。

(2) 料金額

| 区分 | 単位 | 料金額 |
|-----------------------|----------------------|--------------------------|
| | | 税抜額(税込額) |
| 窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料) | 払込取扱票及び書面請求書の発行1回ごとに | 税抜額 430 円 (税込額 473 円) |

第6 電話ユニバーサルサービス料

1 適用

電話ユニバーサルサービス料の適用については、第58条（電話ユニバーサルサービス料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

| 電話ユニバーサルサービス料の適用 | |
|------------------|--|
| 電話ユニバーサルサービス料の適用 | ア 電話ユニバーサルサービス料は、1の電話(K)契約に係る電気通信番号（特定電気通信番号を除きます。）ごとに適用します。 イ 電話ユニバーサルサービス料の計算は、料金月単位で行います。 ウ 電話(K)契約者は、第58条の規定に関わらず、次の料金月における電話ユニバーサルサービス料の支払いを要しません。 （ア） 電話(K)提供開始日の属する料金月（電話(K)提供開始日が料金月の末日であるときは、その翌料金月も含みます。） （イ） 料金月の末日に接続休止している料金月 エ 電話ユニバーサルサービス料については、日割は行いません。 |

2 料金額

| 区分 | 料金額（月額） |
|---------------|--|
| 電話ユニバーサルサービス料 | 電話ユニバーサルサービス制度について定めた当社所定のホームページに規定する「電話ユニバーサルサービス料」の額 |

（注） 電話ユニバーサルサービス制度について定めた当社所定のホームページは、次のとおりです。

<https://www.kddi.com/corporate/kddi/public/universal/>

第7 ブロードバンドユニバーサル料

1 適用

ブロードバンドユニバーサル料の適用については、第59条（ブロードバンドユニバーサル料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

| ブロードバンドユニバーサル料の適用 | |
|-------------------|--|
| ブロードバンドユニバーサル料の適用 | ア ブロードバンドユニバーサルサービス料は1の基本契約ごとに適用します。 イ ブロードバンドユニバーサルサービス料の計算は、料金月単位で行います。 ウ 基本契約者は、料金月の末日に5Gインターネットサービスの提供の開始があったとき又は接続休止をしているときは、第59条の規定に関わらず、その料金月におけるブロードバンドユニバーサルサービス料の支払いを要しません。 エ ブロードバンドユニバーサルサービス料については、日割は行いません。 |

2 料金額

| 区分 | 料金額（月額） |
|--------------------|--|
| ブロードバンドユニバーサルサービス料 | ブロードバンドユニバーサルサービス制度について定めた当社所定のホームページに規定する「ブロードバンドユニバーサルサービス料」の額 |

(注) ブロードバンドユニバーサルサービス制度について定めた当社所定のホームページは、次のとおりです。

<https://www.kddi.com/corporate/kddi/public/universal/>

第8 電話リレーサービス料

1 適用

電話リレーサービス料の適用については、第60条（電話リレーサービス料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

| 電話リレーサービス料の適用 | |
|---------------|--|
| 電話リレーサービス料の適用 | ア 電話リレーサービス料は、1の電話(K)契約に係る電気通信番号（特定電気通信番号を除きます。）ごとに適用します。 イ 電話リレーサービス料の計算は、料金月単位で行います。 ウ 電話(K)契約者は、第60条の規定に関わらず、次の料金月における電話リレーサービス料の支払いを要しません。 （ア） 電話(K)提供開始日の属する料金月（電話(K)提供開始日が料金月の末日であるときは、その翌料金月も含みます。） （イ） 料金月の末日に接続休止している料金月 エ 電話リレーサービス料については、日割は行いません。 |

2 料金額

| 区分 | 料金額（月額） |
|------------|--|
| 電話リレーサービス料 | 電話リレーサービス制度について定めた当社所定のホームページに規定する「電話リレーサービス料」の額 |

(注) 電話リレーサービス制度について定めた当社所定のホームページは、次のとおりです。

<https://www.kddi.com/corporate/kddi/public/telephonerelay/>

別表1 付加機能

| 種類 | 内容 |
|-------------|--|
| 発信番号表示機能 | 5 G 契約回線に着信する音声通信の発信電気通信番号を、その5 G 契約回線に接続された端末設備に表示することができるもの |
| | 備考 (ア) 本機能は、電話(K)契約者に限り提供します。 (イ) 本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。 |
| 番号通知リクエスト機能 | 5 G 契約回線に発信電気通信番号が通知されない音声通信（請求者が特定電気通信番号をダイヤルして行ったものを除きます。）に対して、その発信電気通信番号を通知してかけ直してほしい旨の案内により自動的に応答するもの |
| | 備考 (ア) 本機能は、電話(K)契約者であって、発信番号表示機能の提供を受ける者に限り提供します。 (イ) 当社は、発信電気通信番号を通知してかけ直してほしい旨の案内により自動的に応答する通信について、着信した時刻から一定時間経過後、その音声通信を打ち切ります。 (ウ) 本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。 |
| 割込通話機能 | 音声通信中に他から着信があった場合に、端末設備の操作を行うことにより、現に通信中の音声通信を保留し、その着信に応答して音声通信を行った後、再び保留中の音声通信を行うことができるようにするもの |
| | 備考 (ア) 本機能は、電話(K)契約者に限り提供します。 (イ) 本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。 |
| 割込番号表示機能 | 音声通信中に他から着信があった場合に、5 G 契約回線に通知される発信電気通信番号を、通信中に、その5 G 契約回線に接続された端末設備に表示することができるもの |
| | 備考 (ア) 本機能は、電話(K)契約者であって、発信番号表示機能の提供を受ける者に限り提供します。 (イ) 本機能を利用する場合、通信の利用状況によっては、発信電気通信番号を表示できない場合があります。 (ウ) 本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。 |
| 着信転送機能 | 5 G 契約回線に着信する音声通信を、あらかじめ指定した他の電気通信回線（当社が別に定めるものに限りします。以下この欄において同じとします。）に自動的に転送することができるもの |
| | 備考 (ア) 本機能は、電話(K)契約者に限り提供します。 (イ) 他の電気通信回線から転送されて本機能の提供を受けている5 G 契約回線に着信する音声通信を、他の電気通信回線へ転送することはできません。 (ウ) 番号通知リクエスト機能又は迷惑電話撃退機能の提供を受けている場合は、それぞれの機能の処理を本機能の処理より優先します。 (エ) 本機能に係る音声通信については、請求者から本機能を利用している5 G 契約回線への音声通信と本機能を利用している5 G 契約回線から転送先の電気通信回線への音声通信の2の音声通信として |

| | | |
|-----------------|----|---|
| | | <p>取り扱います。この場合の通信時間については、転送先に転送して音声通信ができる状態となった時刻に双方の音声通信ができる状態になったものとして測定することとします。</p> <p>(オ) 本機能を利用する場合において、転送が2回以上にわたる等通常と異なる利用態様となるときは、通信品質を保証できないことがあります。</p> <p>(カ) 本機能を利用する場合、請求者の電気通信番号が転送先に通知される場合があります。</p> <p>(キ) 当社は、本機能に係る転送先の電気通信回線に係る者から、その転送される音声通信について間違い電話のため、その転送が行われないようにしてほしい旨の申出がある場合であって当社が必要と認めるときは、その転送を中止することがあります。</p> <p>(ク) 本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p> |
| 番号通知設定機能（通常非通知） | | 5G契約回線から行う音声通信（緊急通報番号をダイヤルして行うものその他当社が別に定める方法により行うものを除きます。）について、その電話(K)サービスの電気通信番号を着信先に通知しないようにするもの |
| | 備考 | <p>(ア) 本機能は、電話(K)契約者に限り提供します。</p> <p>(イ) 本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p> |
| 迷惑電話撃退機能 | | あらかじめ指定した特定の電気通信番号からの着信に対して、おことわりする旨の案内により自動的に応答するもの |
| | 備考 | <p>(ア) 本機能は、電話(K)契約者に限り提供します。</p> <p>(イ) 当社は、おことわりする旨の案内により自動的に応答する通信について、着信した時刻から一定時間経過後、その音声通信を打ち切ります。</p> <p>(ウ) 本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p> |
| 国際電話不取扱い機能 | | 5G契約回線からの外国又は特定衛星端末への音声通信を行うことができないようにするもの |
| | 備考 | <p>(ア) 本機能は、電話(K)契約者に限り提供します。</p> <p>(イ) 当社は、その電話(K)サービスの電気通信番号の変更があったときは、本機能の提供を廃止したものとして取り扱います。</p> <p>(ウ) 本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p> |
| FAX通信機能 | | 当社が設置する電気通信設備（本機能を提供するために当社が設置するものをいい、以下「FAX蓄積装置」といいます。）を介してファクシミリ通信に係る画像データの受信又は送信（FAX蓄積装置に蓄積する場合を含みます。）を行うことができるもの |
| | 備考 | <p>(ア) 当社は、本機能の提供に当たり、ファクシミリ通信に係る画像データを当社が別に定めるデータ様式に変換します。</p> <p>(イ) 蓄積した画像データは、FAX通信の完了後又は当社が別に定める時間経過後、消去します。</p> <p>(ウ) 本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p> |

別表2 外国又は特定衛星端末との音声通信に係る取扱地域等

1 自動音声通信

| 区分 | 取扱地域 |
|-------|--|
| アジア1 | 大韓民国、シンガポール共和国、中華人民共和国（香港及びマカオを除きます。）、香港 |
| アジア2 | 台湾 |
| アジア3 | インドネシア共和国、タイ王国 |
| アジア4 | ブルネイ・ダルサラーム国 |
| アジア5 | マカオ |
| アジア6 | モンゴル国 |
| アジア7 | インド |
| アジア8 | スリランカ民主社会主義共和国、ネパール王国、パキスタン・イスラム共和国、バングラデシュ人民共和国、ブータン王国、ベトナム社会主義共和国、モルディブ共和国、ラオス人民民主共和国 |
| アジア9 | アラブ首長国連邦、イスラエル国、オマーン、カタール国、キプロス共和国、クウェート国、サウジアラビア王国、ヨルダン・ハシェミット王国、シリア・アラブ共和国、バーレーン国、レバノン共和国 |
| アジア10 | 東ティモール |
| アジア11 | 朝鮮民主主義人民共和国 |
| アジア12 | カンボジア王国、ミャンマー連邦共和国 |
| アジア13 | イエメン共和国 |
| アジア14 | アフガニスタン・イスラム共和国 |
| アジア15 | イラク共和国、イラン・イスラム共和国 |
| アジア16 | フィリピン共和国 |
| アジア17 | マレーシア |
| アフリカ1 | アルジェリア民主人民共和国、アンゴラ共和国、ウガンダ共和国、エジプト・アラブ共和国、ガーナ共和国、カーボベルデ共和国、ガボン共和国、カメルーン共和国、ガンビア共和国、ケニア共和国、コモロ連合、ザンビア共和国、ジブチ共和国、社会主義人民リビア・アラブ国、ジンバブエ共和国、スーダン共和国、エスワティニ王国、セネガル共和国、セントヘレナ島、ソマリア共和国、タンザニア連合共和国、中央アフリカ共和国、トーゴ共和国、ナイジェリア連邦共和国、ナミビア共和国、ニジェール共和国、ブルキナファソ、ブルンジ共和国、ベナン共和国、ボツワナ共和国、マイヨット島、マラウイ共和国、マリ共和国、南アフリカ共和国、南スーダン共和国、モーリシャス共和国、モーリタニア・イスラム共和国、モザンビーク共和国、モロッコ王国、リベリア共和国、ルワンダ共和国、レソト王国、レユニオン |
| アフリカ2 | アセンション島、エチオピア連邦民主共和国、エリトリア国、ギニア共和国、コートジボワール共和国、シエラレオネ共和国、セーシェル共和国、赤道ギニア共和国、チュニジア共和国、ディエゴ・ガルシア、マダガスカル共和国 |
| アフリカ3 | ギニアビサウ共和国、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ民主共和国、チャド共和国 |

| | |
|--------|---|
| アメリカ1 | アメリカ合衆国（アラスカ及びハワイを除きます。）、アラスカ |
| アメリカ2 | カナダ |
| アメリカ3 | サンピエール島・ミクロン島、メキシコ合衆国 |
| アメリカ4 | トリニダードトバゴ共和国、バミューダ諸島 |
| アメリカ5 | アルバ、アンギラ、アンティグア・バーブーダ、オランダ領アンティール、オランダ領セントマーチン、キューバ共和国、グァデルルーペ、グレート・ブリテン領ヴァージン諸島、グレナダ、ケイマン諸島、ジャマイカ、セントクリストファー・ネイビス、セントビンセント及びグレナディーン諸島、セントルシア、タークス及びカイコス諸島、ドミニカ共和国、ドミニカ国、ハイチ共和国、バルバドス、プエルト・リーコ、米領バージン諸島、マルティニク、モンセラット |
| アメリカ6 | バハマ国 |
| アメリカ7 | ブラジル連邦共和国 |
| アメリカ8 | ペルー共和国 |
| アメリカ9 | アルゼンチン共和国、ウルグアイ東方共和国、エクアドル共和国、エルサルバドル共和国、ガイアナ共和国、グアテマラ共和国、コスタリカ共和国、コロンビア共和国、スリナム共和国、チリ共和国、ニカラグア共和国、パナマ共和国、パラグアイ共和国、フランス領ギアナ、ベネズエラ・ボリバル共和国、ベリーズ、ボリビア共和国、ホンジュラス共和国 |
| アメリカ10 | フォークランド諸島 |
| オセアニア1 | グアム、サイパン |
| オセアニア2 | ハワイ |
| オセアニア3 | オーストラリア |
| オセアニア4 | クリスマス島、ココス・キーリング諸島、ニュージーランド |
| オセアニア5 | ノーフォーク島、パプアニューギニア共和国、米領サモア、ミクロネシア連邦 |
| オセアニア6 | マーシャル諸島共和国 |
| オセアニア7 | バヌアツ共和国、キリバス共和国、クック諸島、ソロモン諸島、ツバル、トケラウ諸島、トンガ王国、ナウル共和国、サモア独立国、ニウエ、ニュー・カレドニア、パラオ共和国、フィジー共和国、フランス領ポリネシア |
| ヨーロッパ1 | グレートブリテン及び北部アイルランド連合王国、ドイツ連邦共和国、フランス共和国 |
| ヨーロッパ2 | アンドラ公国、モナコ公国 |
| ヨーロッパ3 | アイスランド共和国、アイルランド、アゾールス諸島、イタリア共和国、バチカン市国、オーストリア共和国、オランダ王国、カナリア諸島、ギリシャ共和国、グリーンランド、サンマリノ共和国、ジブラルタル、スイス連邦、スウェーデン王国、スペイン、スペイン領北アフリカ、デンマーク王国、トルコ共和国、ノルウェー王国、フェロー諸島、フィンランド共和国、ベルギー王国、ポルトガル共和国、マディラ諸島、マルタ共和国、リヒテンシュタイン公国、ルクセンブルク大公国 |
| ヨーロッパ4 | アゼルバイジャン共和国、ウクライナ、ウズベキスタン共和国、エストニア共和国、カザフスタン共和国、ジョージア、クロアチ |

| | |
|-----------|---|
| | ア共和国、スロバキア共和国、スロベニア共和国、タジキスタン共和国、チェコ共和国、ハンガリー共和国、ブルガリア共和国、ベラルーシ共和国、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド共和国、北マケドニア共和国、モルドバ共和国、ラトビア共和国、リトアニア共和国、ルーマニア、ロシア連邦 |
| ヨーロッパ5 | コソボ共和国、トルクメニスタン、セルビア共和国、モンテネグロ共和国 |
| ヨーロッパ6 | アルバニア共和国、アルメニア共和国、キルギス共和国 |
| 特定衛星端末1 | スラーヤー |
| 特定衛星端末2 | イリジウム |
| 特定衛星端末6 | インマルサットサービス（64kbps の Audio/Speech モード以外の場合に限ります。） |
| 特定衛星端末7 | インマルサットサービス（64kbps の Audio/Speech モードの場合に限ります。） |
| 国際ネットワーク1 | Orange S.A. が提供する国際ネットワーク |
| 国際ネットワーク2 | Transatel が提供する国際ネットワーク |

2 非自動音声通信

| 区分 | 取扱地域 |
|-------|---|
| アジア1 | 【大韓民国】 |
| アジア2 | 香港、【マカオ】 |
| アジア3 | 【中華人民共和国（香港及びマカオを除きます。）】 |
| アジア4 | 【台湾】 |
| アジア5 | 【シンガポール共和国】 |
| アジア6 | 【フィリピン共和国】 |
| アジア7 | 【インドネシア共和国】、【タイ王国】、ブルネイ・ダルサラーム国、【マレーシア】、東ティモール |
| アジア8 | 【カンボジア王国】、【ベトナム社会主義共和国】、ミャンマー連邦共和国、モンゴル国、ラオス人民民主共和国 |
| アジア9 | 朝鮮民主主義人民共和国 |
| アジア10 | インド |
| アジア11 | 【スリランカ民主社会主義共和国】、【ネパール王国】、パキスタン・イスラム共和国、バングラデシュ人民共和国、ブータン王国、モルディブ共和国 |
| アジア12 | 【アラブ首長国連邦】、イエメン共和国、イスラエル国、【イラク共和国】、イラン・イスラム共和国、オマーン国、カタール国、キプロス共和国、クウェート国、サウジアラビア王国、シリア・アラブ共和国、【バーレーン国】、ヨルダン・ハシェミット王国、レバノン共和国 |
| アジア13 | アフガニスタン・イスラム共和国 |
| アフリカ1 | アセンション島、アルジェリア民主人民共和国、アンゴラ共和国、ウガンダ共和国、【エジプト・アラブ共和国】、エチオピア連邦民主共和国、エリトリア国、ガーナ共和国、カーボベルデ共和国、ガボン共和国、カメルーン共和国、ガンビア共和国、ギニア・ビサウ共和国、ギニア共和国、ケニア共和国、コートジボワール共和国、コモロ連合、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、サ |

| | |
|--------|---|
| | ントメ・プリンシペ民主共和国、ザンビア共和国、シエラレオネ共和国、ジブチ共和国、社会主義人民リビア・アラブ国、ジンバブエ共和国、スーダン共和国、エスワティニ王国、セーシェル共和国、赤道ギニア共和国、セネガル共和国、セントヘレナ島、ソマリア共和国、タンザニア連合共和国、チャド共和国、中央アフリカ共和国、チュニジア共和国、トーゴ共和国、ナイジェリア連邦共和国、ナミビア共和国、ニジェール共和国、ブルキナファソ、ブルンジ共和国、ベナン共和国、ボツワナ共和国、マダガスカル共和国、マラウイ共和国、マリ共和国、【南アフリカ共和国】、南スーダン共和国、モーリシャス共和国、モーリタニア・イスラム共和国、モザンビーク共和国、モロッコ王国、リベリア共和国、ルワンダ共和国、レソト王国、レユニオン、マイヨット島 |
| アフリカ2 | ディエゴ・ガルシア |
| アフリカ3 | 西サハラ |
| アメリカ1 | 【アメリカ合衆国（アラスカ及びハワイを除きます。）】、【アラスカ】 |
| アメリカ2 | 【カナダ】 |
| アメリカ3 | サンピエール島・ミクロン島、バミューダ諸島、【メキシコ合衆国】 |
| アメリカ4 | アルバ、アンギラ、アンティグア・バーブーダ、オランダ領アンティール、オランダ領セントマーチン、キューバ共和国、グアドループ、グレート・ブリテン領ヴァージン諸島、グレナダ、ケイマン諸島、ジャマイカ、セントヴィンセント及びグレナディーン諸島、セントクリストファー・ネイビス、セント・ルシア、タークス及びカイコス諸島、ドミニカ共和国、ドミニカ国、トリニダードトバゴ共和国、ハイチ 共和国、バハマ国、バルバドス、【プエルト・リーコ】、【米領バージン諸島】、マルティニク、モンセラット |
| アメリカ5 | エルサルバドル共和国、グアテマラ共和国、コスタリカ共和国、ニカラグア共和国、パナマ共和国、ベリーズ、ホンジュラス共和国 |
| アメリカ6 | ブラジル連邦共和国 |
| アメリカ7 | 【ペルー共和国】 |
| アメリカ8 | 【アルゼンチン共和国】、ウルグアイ東方共和国、エクアドル共和国、ガイアナ共和国、コロンビア共和国、スリナム共和国、【チリ共和国】、パラグアイ共和国、フォークランド諸島、フランス領ギアナ、【ベネズエラ・ボリバル共和国】、ボリビア共和国 |
| オセアニア1 | 【グアム】、【サイパン】 |
| オセアニア2 | 【ハワイ】 |
| オセアニア3 | 【オーストラリア】 |
| オセアニア4 | 【ニュージーランド】 |
| オセアニア5 | キリバス共和国、クック諸島、サモア独立国、ソロモン諸島、ツバル、トケラウ諸島、トンガ王国、ナウル共和国、ニウエ、ニュー・カレドニア、ノーフォーク島、パプアニューギニア共和国、 |

| | |
|----------------------|---|
| | パラオ共和国、バヌアツ共和国、【フィジー共和国】、フランス領ポリネシア、米領サモア、マーシャル諸島共和国、ミクロネシア連邦 |
| オセアニア6 | 【クリスマス島】、【ココス・キーリング諸島】 |
| オセアニア7 | ウェーク島、ミッドウェー島 |
| ヨーロッパ1 | 【グレートブリテン及び北部アイルランド連合王国】 |
| ヨーロッパ2 | アンドラ公国、【ドイツ連邦共和国】、【フランス共和国】、【モナコ公国】 |
| ヨーロッパ3 | 【イタリア共和国】、【オランダ王国】、【サンマリノ共和国】、【バチカン市国】、【スイス連邦】、【ベルギー王国】、【リヒテンシュタイン公国】、【ルクセンブルク大公国】 |
| ヨーロッパ4 | アイスランド共和国、【アイルランド】、【アゾールス諸島】、【オーストリア共和国】、【カナリア諸島】、【ギリシャ共和国】、グリーンランド、ジブラルタル、スウェーデン王国、【スペイン】、【スペイン領北アフリカ】、【デンマーク王国】、トルコ共和国、ノルウェー王国、フェロー諸島、フィンランド共和国、【ポルトガル共和国】、【マディラ諸島】、マルタ共和国 |
| ヨーロッパ5 | アゼルバイジャン共和国、アルバニア共和国、アルメニア共和国、ウクライナ、ウズベキスタン共和国、エストニア共和国、カザフスタン共和国、キルギス共和国、ジョージア、クロアチア共和国、コソボ共和国、スロバキア共和国、スロベニア共和国、セルビア共和国、モンテネグロ共和国、タジキスタン共和国、【チェコ共和国】、トルクメニスタン、【ハンガリー共和国】、【ブルガリア共和国】、ベラルーシ共和国、【ポーランド共和国】、ボスニア・ヘルツェゴビナ、北マケドニア共和国、モルドバ共和国、ラトビア共和国、リトアニア共和国、【ルーマニア】、【ロシア連邦】 |
| 特定衛星端末1 | スラーヤー |
| 特定衛星端末2 | イリジウム |
| 特定衛星端末6 | インマルサットサービス（64kbps の Audio/Speech モード以外の場合に限ります。） |
| 特定衛星端末7 | インマルサットサービス（64kbps の Audio/Speech モードの場合に限ります。） |
| 国際ネットワーク1 | Orange S. A. が提供する国際ネットワーク |
| 国際ネットワーク2 | Transatel が提供する国際ネットワーク |
| 備考 | |
| 【 】は第1種本邦着信音声通信の取扱地域 | |

附則

この約款は、令和8年3月1日から実施します。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、令和8年4月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。